

平成29年第3回定例会

# 一宮町議会会議録

平成29年9月15日  
開 会

平成29年9月15日  
閉 会

一宮町議会

## 平成29年第3回一宮町議会定例会会議録目次

### 第1号（9月15日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
一般質問	13
志田延子君	14
畑場博敏君	18
鵜野澤一夫君	30
袴田忍君	35
藤乗一由君	52
渡邊美枝子君	69
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託	78
報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑	81
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	89

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
同意案第 1 号及び同意案第 2 号の一括上程、説明、採決	99
同意案第 3 号及び同意案第 4 号の一括上程、説明、採決	100
閉会の宣告	102
署名議員	103

第 3 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

9 月 15 日 （ 金 ）

# 平成29年第3回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成29年9月15日招集の第3回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	会計管理者	峰島勝彦
教育長	町田義昭	秘書広報課長	渡邊高明
総務課長	大場雅彦	企画課長	小柳一郎
税務課長	秦和範	住民課長	高師一雄
福祉健康課長	鶴岡英美	都市環境課長	塩田健
産業観光課長	小関秀一	オリンピック推進課長	高田亮
保育所長	岡澤利江	教育課長	鎗田浩司

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

日程第五	一般質問	
日程第六	承認第 1 号	平成 29 年度一宮町一般会計補正予算（第 3 次）の専決処分につき承認を求めることについて
日程第七	認定第 1 号	平成 28 年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第八	認定第 2 号	平成 28 年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第九	認定第 3 号	平成 28 年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十	認定第 4 号	平成 28 年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十一	認定第 5 号	平成 28 年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第十二	報告第 1 号	平成 28 年度一宮町健全化判断比率について
日程第十三	報告第 2 号	平成 28 年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
日程第十四	議案第 1 号	一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定について
日程第十五	議案第 2 号	一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十六	議案第 3 号	千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
日程第十七	議案第 4 号	平成 29 年度一宮町一般会計補正予算（第 4 次）議定について
日程第十八	議案第 5 号	平成 29 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第十九	議案第 6 号	平成 29 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）議定について
日程第二十	議案第 7 号	平成 29 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第二十一	議案第 8 号	平成 29 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1次) 議定について

日程第二十二 同意案第1号 一宮町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第二十三 同意案第2号 一宮町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第二十四 同意案第3号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第二十五 同意案第4号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 皆さん、おはようございます。

残暑厳しい中ではございますが、早朝よりご参集願ひ、まことにありがとうございます。

本日、定例会に当たりましては、6月議会定例会と同様、地球温暖化対策、節電対策を目的といたしましてノーネクタイでの議会となります。なお、暑い方に関しましては上着を脱いでも結構ですのでご対応ください。

ただいまより平成29年第3回一宮町議会定例会を開催いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありました。これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして、専決処分の承認1件、各会計の決算認定5件、健全化判断比率等の報告2件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、規約の改正に関する協議1件、一般会計及び特別会計合わせて5件の補正予算、そのほか人事案件が4件ございます。

また、一般質問は、6名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日1日といたしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまです。

---

◎議事日程の報告



○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

12番、秦 重悦君、13番、森 佐衛君、以上、両名をお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたし、お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、平成28年度一宮町各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況審査意見書、平成28年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承承願います。

---

◎町長の行政報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり、行政報告を行いたい旨の申し出がありました。これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成29年第3回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともご多用にかかわらず、ご出席を賜りましてまことにご苦労さまでございます。

以下、各課の分掌に合わせてご報告を申し上げます。

まず、総務課の担当案件でございます。

初めに、平成28年度の決算状況をご報告いたします。

一般会計を初め、全ての会計につきまして5月31日に出納の閉鎖をいたしました。

決算規模につきましては、一般会計と特別会計を合わせ、歳入額77億9,823万円、歳出額74億4,318万円、歳入歳出の差引額は3億5,505万円でございます。

低コスト耐候性ハウスを建設した強い農業づくり交付金事業や、東浪見地区における認定こども園建設事業など、幾つかの大型事業終了に伴い、平成27年度からは歳入歳出とも約3億円の決算規模縮小でございます。

本定例議会において決算の認定をいただきたく、決算書及び関係書類を提出しておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

あわせて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、本定例議会で報告いたしますが、算定の結果、全ての指標が基準値を下回り、健全な財政状態を保つことができました。

次に、防災関係でございます。

今年度の防災訓練は、町内全域を対象とした津波避難訓練として、10月15日の日曜日に実施いたします。国の公表によりますと、当町を含む南関東地域では、今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度もあるとされ、地震発生の高蓋然性が高い状況にございますので、多くの方に参加していただき、避難経路や避難時間、避難場所などを再確認していただきたいと存じます。

続きまして、オリンピック推進課所掌の業務でございます。

次に、東京2020オリンピック競技大会の関係でございます。

オリンピック開催3年前を記念して、7月24日に千葉県との共催による3年前イベントを釣ヶ崎海岸で開催いたしました。

このイベントでは、プロサーferの方々による実演や、参加者500人によるビーチクリーンを実施したほか、役場1階にオリンピックカウントダウンカレンダーを設置したところでございます。

また、9月5日には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会主催による「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会フラッグツアー、一宮町学校訪問イベント」がGSSセンターで開催されました。一宮小学校と東浪見小学校の5、6年生、一宮中学校の全生徒、一宮商業高等学校の1年生がフラッグ引き継ぎセレモニーに参加し、東京2020アスリート委員であり、元ラグビー日本代表選手でもある大畑大介氏の講演などが行われました。

次に、東京2020オリンピック競技大会サーフィン競技の成功と最大限の効果を上げるため、議会の各委員会の委員長や町内関係団体の方々を構成員とする一宮町東京オリンピックサーフィン競技連絡協議会を設置いたしました。9月7日に第1回の会議を行い、町からはサーフィン競技会場の施設整備や機運醸成等についての情報をご報告いたしました。今後も各団体と連携の上、大会成功に向けて邁進してまいります。

次に、サーフィン競技会場となる釣ヶ崎海岸周辺の整備でございます。

6月にもご報告したとおり、千葉県では釣ヶ崎海岸周辺の県立九十九里自然公園整備に向けた基本設計策定のため、4,284万円を6月の補正予算に計上いたしました。

町では、千葉県が整備する自然公園内に、オリンピック大会終了後も残るレガシーとして、自然公園や海岸の利用者など、多くの方々が利用可能な恒久施設の建設を目指しております。

今回の補正予算には、この恒久施設の基本実施設計委託料459万円を提案してございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、開催地における機運醸成事業として、開催地のみ使用が許されたオリンピックエンブレムのついたフラッグを町内の街路灯に掲出する計画をしております。そのフラッグ作成設置委託料183万3,000円につきましても、今回の補正予算に提案してございますので、あわせてご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、企画課の所掌の業務でございます。

次に、上総一ノ宮駅東口開設の関係でございますが、2020年のオリンピック開催もにらみ、できる限りの努力を行い、実現に結びつけたいと考えております。

しかしながら、多額の費用が予想され、実態は容易なものではございません。そこで、今後の本事業の進め方を定める上で、町民の皆様からご意見を伺い、参考にさせていただきたいと考え、この7月14日から31日にかけて、町内3,000世帯の世帯主の皆様を対象にアンケート調査を実施いたしました。

結果、1,572人の世帯主の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、町ホームページ

や広報紙などで広く公表してまいります。

内容の一端を申し上げますと、最大の関心事である費用負担の質問では、「費用負担をある程度減額した上で東口を開設すべき」と回答された方が最も多く49.6%、次いで「費用負担が発生するのであれば東口を開設する必要はない」と回答された方が27.5%、次いで「費用負担が発生しても東口を開設すべき」と回答された方が18.2%という結果でございました。

また、町の費用負担につきましては、「5億円が上限」との意見が一番多い回答でございました。

東口開設に係る総工事費につきましては、現在、JR千葉支社へ調査を委託しており、11月末には判明する予定です。

本件につきましては、平成5年の東口ロータリー完成から、改札口がないまま約24年間という長い年月が経過しております。また、今回のアンケートでも、「駅西口の混雑や神門踏切の歩行者の危険性を解消してほしい」とのご意見がある一方、「多額の費用がかかるなら東口開設は望まない」とするご意見もいただいております。

一宮町の財政状況から判断いたしますと、東口開設の工事費を全て町が単独で負担するようになった場合、今後の町政運営に大きな影響を与えてまいります。

いずれにいたしましても、来年の1月までには、総工事費、工期、財源負担等の状況を明らかにし、上総一ノ宮駅東口開設事業の進退について決断してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、秘書広報課所掌の業務でございます。

次に、国際交流の関係でございます。

5月25日に、千葉県商工労働部観光誘致促進課の職員に出席をいただき、中央公民館でホームステイ受け入れ希望者を対象とした説明会を開催いたしました。

結果、17世帯27人の方々にご参加をいただいたところで、初回は台湾の南投高商の修学旅行生徒が一宮商業高校での交流を行い、10月23日にホームステイの受け入れをする予定でございます。

また、国際交流員といたしまして、8月1日より、アメリカ合衆国カリフォルニア州ブレア出身のクリストファ・ソトさん24歳が秘書広報課に勤務しております。英会話の語学指導や英語翻訳のほか、国際交流等の業務を行っているところでございます。

続きまして、福祉健康課所掌の業務でございます。

次に、福祉関係でございます。

臨時福祉給付金経済対策分につきましては、8月1日に受け付けが終了となりました。申請書を送付した枚数は1,736件、受付をされた件数は1,658件でございました。支払いの手続につきましては、書類が不備な方を除き、全て終了となっております。

次に、保育所関係でございます。

一宮どろんこ保育園において、7月に第2回三者協議会を開催し、日々の保育や行事に関する事など、保護者の皆様の疑問点を中心に協議いたしました。今後も、移管による環境の変化に配慮しつつ、質の高い教育、保育の提供に向け、協議を続けてまいります。

また、保育所バスの運転業務につきましては、これまでのシルバー人材センターにかわり、町内循環バスの運行で実績のある日の丸自動車株式会社と契約し、9月1日から運行しております。これまで同様、安全な運行に努めてまいります。

次に、健康関係でございます。

今年度の新規事業であります「30歳代の健康診査」は80の方が受診され、7月末に健診結果を送付いたしました。結果は、「異常なし」の方が40人、「保健指導」と判定された方が30人、「受診勧奨」と判定された方が10人でございました。保健指導や医療機関受診が必要な方につきましては、8月上旬に個別面接を行い、受診勧奨や生活習慣の改善を促したところでございます。

この年代の方がご自身の健康状態を知り、早期に治療、あるいは生活習慣の改善に取り組まれることは、将来的な病気の重症化予防や医療費の削減につながることでありますので、なるべく多くの30歳代の方が受診できるよう、今後も継続していく所存でございます。

次に、介護保険事業の関係でございます。

第6期事業計画に沿って進めている特別養護老人ホーム施設整備でございますが、建築工事の順調な進捗により、職員の募集が開始されました。入居者につきましては10月から募集が開始される予定で、現在、平成30年3月の施設開設に向けた整備が進められております。

また、平成30年度から平成32年度までの第7期事業計画策定につきましては、第1回一宮町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会を7月13日に開催いたしました。今後も作成委員会を開催し、3カ年の介護保険料や高齢者が安心して暮らせるような在宅医療・介護連携の体制整備、認知症施策の推進を図る事業計画の策定に努めてまいります。

次に、地域支援事業の一環でございますが、住みなれた地域で生活が続けられるよう、必要となる生活支援・介護予防サービスの提供体制をつくるため、社会福祉協議会への委託により、4月から生活支援コーディネーターが75歳以上の高齢者宅を民生委員と同行の上、訪

間しております。今後も安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

また、けんこう運動教室や、地域で開催している出張介護予防教室への参加者も増加傾向にございますので、引き続き推進員とともに介護予防活動の充実を図り、積極的に介護予防事業に取り組むほか、適正な介護給付に努めてまいります。

続きまして、産業観光課所掌の業務でございます。

次に、農業関係でございます。

農家が農業用機械等を導入する際に、国から助成が受けられる経営体育成支援事業につきましては、この6月に予算計上したところでございますが、2件の要望がともに採択を受け、短期間での事務手続でございましたが、既にコンバイン、乾燥機及びもみすり機を導入し、今期の稲の刈り取りから活用されたところでございます。今後とも要望に沿えるよう努めてまいります。

次に、東浪見寺下にあります亀池の漏水をとめる補修工事でございますが、県営ため池等緊急整備事業として、この10月には工事着手する予定となっております。早期完成に向け、長生農業事務所及び東部土地改良区と連携を図り進めてまいります。

次に、湛水防除施設の関係でございますが、一宮字大河原地先にあります長生第2排水機場におきまして、モーターポンプ用の減速機が破損したため、現在応急処置を施し稼働しております。大雨等の災害に備えた完全な修復が必要であり、土地改良施設維持管理適正化事業を活用した工事を進めたく、今回補正予算に必要経費を提案してございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

次に、プレミアム商品券事業でございます。

町内の消費喚起と地域活性化を目的に、町内約200店舗で利用可能なプレミアム10%つき商品券を、一宮町商工会で7月7日から販売したところ、大盛況のうち完売となりました。

今後は、購入された方が期限内に使用していただけるよう、広報など、引き続き関係機関と連携してまいります。

次に、夏期観光についてご報告いたします。

一宮海水浴場につきましては、7月15日から8月21日までの38日間、開設いたしました。7月15日の海水浴場開きには「南九十九里はまぐり祭り」を開催し、海の魅力を伝えるとともに、千葉ブランド水産物である九十九里地はまぐりの販売やはまぐり拾い、地元の新鮮野菜などを販売いたしました。県内外から約3,000人の方々がお見えになり、大変なにぎわいでございました。

なお、海水浴場の入り込み客につきましては1万5,116人となり、昨年に比べると約17%の減少でございました。

次に、恒例の納涼花火大会でございますが、8月5日の土曜日に、好天の中、行うことができました。今回も昨年と同様、君津市の福山花火工場に打ち上げをお願いいたしました。中でも、海上の水中花火など、その優雅さには目を見張るものがあり、訪れた来客者約4万5,000人から歓喜の声が上がるなど、大変好評でございました。

厳しい経済状況の中、町内外の皆様からは多額のご寄附をいただき、改めて感謝申し上げる次第でございます。

続いて、8月16日に予定しておりました「一宮川灯籠流し」でございますが、雨と強風という悪天候のため、昨年同様、中止となりました。

次に、第42回上総国一宮まつりにつきましては、9月9日の土曜日に駅下で開催いたしました。当日は、上総おどりに加え、町内小中高の児童生徒による東浪見甚句や一輪車の演技、マーチングバンド、中学校と商業高校合同による演奏などが披露されました。

また、各団体による「よさこいソーラン」や和太鼓の演奏、空手演武なども繰り広げられ、一体感のある祭典とすることができました。

これらの事業が無事終了できましたことは、警察・消防を初め、各関係団体のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

続きまして、都市環境課所掌の業務でございます。

続きまして、町道の工事関係でございます。

通常行っている新設改良工事、維持補修工事につきましては、9月初旬に第5回目の発注を終えました。

また、国庫補助事業である町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良工事につきましては、10月の発注を予定しております。

次に、一宮川の津波対策でございますが、新一宮大橋から上流の区間についてかさ上げ工事を行うため、8月26日に一宮川沿いの4つの自治区、船頭給区・海岸区・15区・16区を対象に住民説明会を開催いたしました。出席者は51人でございました。

次に、交通安全対策の関係でございます。

町内全域で行う交通安全対策工事につきましては、既に発注が済んでおり、順次整備が行われてまいります。

次に、都市整備関係でございます。

一宮都市計画特定用途制限地域の決定につきましては、8月29日開催の一宮町都市計画審議会において「異議なし」との答申が示されましたので、8月31日付で千葉県に対し、一宮都市計画特定用途制限地域の決定協議を申し出たところ、同日付で同意の回答をいただきました。

次に、中央ポンプ場の機能維持に必要な点検整備でございます。

今年度は、中央ポンプ場の粗目スクリーンNO. 5からNO. 8の点検を実施したところ、全体的にさびの発生による平鋼の厚さ減少が認められ、更新することが望ましいとの結果が出ましたので、今後、更新工事の実施について検討を進めてまいります。

次に、環境関係でございます。

9月3日に一宮海岸の清掃をボランティア中心に実施したところ、297人ものご参加をいただき、まことにありがとうございました。おかげさまをもちまして、可燃ごみ480キログラム、不燃ごみ60キログラムを回収することができました。

9月30日には一宮川河口の清掃を、一宮川流域の関係企業・団体及び市町村合同で実施する予定でございます。

また、12月3日には、一宮川堤防の草刈りとごみ拾いを、ボランティアのご協力をいただき実施する予定でございます。

次に、有害鳥獣対策の関係でございます。

有害鳥獣による農作物等への被害を防止するため、今年度から千葉県の補助事業を活用し、従事者による有害鳥獣の捕獲、とどめ刺し及び死体処理について報奨金の交付を実施しております。現在までに、イノシシ2頭、キョン1頭が捕獲されました。さらにはイノシシ用の箱わなも5基購入しており、引き続き有害鳥獣の捕獲・駆除に努めてまいります。

続きまして、教育課所掌の業務でございます。

まず、学校教育関係について申し上げます。

ことしで5回目を迎える一宮町、長生村、白子町合同の中学生海外交流研修事業でございますが、7月31日から8月9日までの10日間、オーストラリアのゴールドコーストにおいてホームステイによる研修が行われました。一宮町からは8人の生徒が参加いたしましたが、現地学校での交流やホストファミリーとの生活を通じ、貴重な語学体験ができ、大変有意義な研修であったとの報告をいただいております。

また、2つの小学校では、夏休み中における児童の学力向上と学習習慣確立の一助を目的にサマースクールを開催いたしました。東浪見小学校では7月24日から7月27日までの4日



間、一宮小学校では7月26日から8月4日までの間で4日間開催し、学習指導には教職員のほか、一宮商業高校、大多喜高校、茂原高校の生徒が当たりました。参加した4年生から6年生の児童85人の学習意欲が高まり、大変有意義な取り組みとなりました。

次に、社会教育の関係でございます。

7月2日日曜日から7月16日日曜日まで、白子町をメイン会場に第58回長生郡民体育大会が開催されました。当町の選手はふだんどおりの実力を発揮し、4種目で優勝、10種目で準優勝と健闘し、8年連続となる総合優勝を果たしました。

次に、英会話教室でございますが、6月に受講生を募集したところ、多くの町民から応募をいただき、初級15人、中級27人、上級8人の3教室50人が決定しましたので、8月10日から順次、英会話教室をスタートしたところでございます。

また、8月11日には、親子のきずなを深める家庭教育の支援を目的に、親子地びき網体験を開催いたしました。本事業は、平成26年度から毎年計画されてきましたが、天候不良などにより実現がかないませんでした。本年度は天候にも恵まれ、町内の小学生と保護者を合わせ約120人が参加し、九十九里沿岸の伝統的な漁法であり、一宮町無形民俗文化財でもある地びき網漁を体験したところでございます。

終わりに、この定例会に、承認1件、認定5件、報告2件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、一部事務組合の規約改正に伴う協議1件、補正予算案5件、同意案4件を提案いたしました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（吉野繁徳君） 日程第5、一般質問に入ります。

一般質問につきましては、既に通告されておりますので、通告順に従いこれを許します。

なお、1番、藤井幸恵君の通告されました一般質問の取り下げの申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

なお、質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられるよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんので、ご了承願います。

会議規則第54条により、質問は、同一議題について2回を超えることができませんので、

念の為申し添えます。

---

◇ 志 田 延 子 君

○議長（吉野繁徳君） それでは、通告順に従い、10番、志田延子君の一般質問を行います。  
10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 志田です。よろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、せんだって大祭が終わりました玉前神社の13日の大祭、ふだんの日にもかかわらずたくさんの方たちがお見えになって、町内外の方たちからすばらしいお祭りだったというお褒めの言葉をいただきました。そして、町長を初め、職員の方たちが参加して本当にご苦労さまでした。お礼を申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、副町長の件についてご質問いたします。

昨年12月議会において質問いたしましたが、当時の答弁では、「現時点において副町長が不在でも何ら支障がない」とお答えになられておりました。近ごろ、聞くところによりますと、県のほうへ副町長をお願いにいらしたとお聞きいたしましたが、その考えの変化と、何をどのように期待しているのかをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ご質問ありがとうございます。

副町長につきましては、オリンピックを控えて、県とのパイプをさらに拡大、深化させる必要があると認識いたしまして、その認識に基づきまして、県庁からの推薦の形で議会の皆様にお諮りを申し上げたいと考えたものでございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 確かに、副町長が不在ということは12月の議会でも申しましたが、この長生郡市には副町長とか副村長さんとか副市長さんとかのそういう会がございまして、その当時にそういう方たちの中の情報交換というのもとても大事なんですよということを申し上げました。

確かに、オリンピックを控えてということでございますが、これはオリンピックというのは一過性でございます。もしできたならば、その後も町のために一生懸命に働いていただけるような、そういう方を期待したいと思います。

特に、私もさまざまな交流の中からお聞きしますと、県からのそういう方が来てくださると、県のほうにお帰りになっても、自分がいらしたところの町に対してはさまざまな情報だとか、いろいろと力添えをしてくださるといこともお伺いしておりますので、ぜひ長くそういう方たちに一宮のために頑張ってもらってくださるような方がお願いできたらと思っておりますし、町長もオリンピックのパイプだけでなく、やはりいろいろ期待していることがあったら、もしよかったらお考えをお聞かせ願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。ありませんか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） おっしゃっていただいたことは、大変そのとおりであろうかと思えます。オリンピックは大きな1つの事業でございますけれども、一宮町はその後も長く続いてまいります。オリンピックは1つのジャンプ台にすぎません。その後の一宮の発展が大事でありますので、そこにも当然のことながら全力で当たっていただける方にお越しいただけるよう努力をいたしたいと存じます。ありがとうございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ぜひ一宮のためになっていただけるような方を期待したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番目の一宮町の保育所跡地の活用についてです。

これは昨年6月、そしてことしの3月議会でも質問させていただきました。一宮保育所跡地利用についての答弁は、リノベーションでの利用としていましたが、現在何も動きがございません。その後あのまま、閉所したままですと、やはり安全面も不安ですし、何か町のほうでその後の進展があったらば教えていただきたいと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁をお願いします。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） お答えします。

去年の6月議会において、志田議員のほうから、旧一宮保育所の跡地利用について質問を受け、「総務課では、極力費用をかけず、地域住民や各種団体に現状のまま利用していただきたいと思っております」と。「管理の面からいっても、現在の東浪見コミュニティセンターのように予約制により使用できる形が望ましいのではないかと考えています」という答弁

をいたしました。

結論といたしまして、その年は具体的な話が進まない中、ことしの年明けに入り、まちづくり会社に施設を貸し出し、まちづくり会社がリノベーションして一般に貸し出すというような計画も試みましたが、こちらも見送りました。

4月以降、再度庁内で協議を始め、方針としては、最初の答弁のとおり、コミュニティセンターのような利用形態で進むことで意見は一致しております。

具体的には、1階については地区の住民が集会所として、2階については個別に4つの団体が利用できるよう検討しております。しかし、貸し出すにはトイレの改修など一定の改修が必要だと思われ、予算措置も必要となります。

町といたしましても、一日も早く利用していただけるよう考えていますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございます。

確かに、地方創生のリノベーションに関しては、ちょっと期間もなかったし、そしてやはり多額な金額というか、こういうこととはということで議員の皆様が、やはりこれはいかななものかということで中止なさったと思います。ぜひ、3区、4区、5区、6区、7区、この5地区には集会所がございません。あとそれから、あの辺の高齢者の方たちも、ぜひ自分たちも交流の場所として使いたいということも前々からおっしゃっております。最初のときに町長がそのような形でっておっしゃってくださったものですから、私は地域の方たちに、町はそういうふうに使わせていただけるようですよなんていうふうに申ししてしまったので、ぜひ。

それと、あと2階のほうのホールとか、そういうところには一宮町には非常に文化財というか、町でお預かりしているさまざまな資料がございます。そういうようなのもたまには、今教育委員会のほうの学芸員の方が頑張って、一宮町の文化財や何かいろいろなものを探していますとやっていきますので、そういうものがありましたら、そういう展示だとかもぜひなさっていただければと思って、これは要望として申し上げて、ぜひ一日も早い、本当に暗くて何か怖いんです。子供たちも、まだ保育園のところは何もなっていないんですかなんていうふうに聞いたりされますので、ぜひ早く進展があることを願っておりますので、

よろしく願いいたします。

それでは、3番目、国際交流についてです。

今、町長の行政報告にもございましたけれども、実は、一昨年と今年と2度にわたって、千葉大学国際交流センターとギリシャのアリストテレス大学のグローバル・スタディ・プログラム——G S Pです。一宮町に来てくれ、地方創生という視点からさまざまな提案をしていただきました。特に今年度は、町の観光案内所の提案を千葉大の学生とアリストテレス大学の学生が提案してくれ、町の企画課も非常に参考になる提案をいただけたと思われま

す。このようなほかに類のない交流を通し、ギリシャはオリンピック発祥の地であり、一宮町の2020年度オリンピック開催地として、これからの国際化に向けての交流について町長の考えを聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 志田議員からいただきました3点目の国際交流についてのご質問にお答えを申し上げます。

8月9日から12日にかけて行われました千葉大学とギリシャのアリストテレス大学の学生さんによる一宮町のフィールドリサーチにつきましては、町の国際交流の一環としまして、直接町民の皆様と外国の大学生の方々が交流できた貴重なプログラムであったと認識しております。加えまして、現在町が進めている地方創生事業に対する若い世代と外国の視点からのご意見やご提案をいただきましたことは大変意義があったと感じておる次第でございます。

2020年の東京オリンピックサーフィン競技開催地として、一宮町は今後ますます国際交流の推進が必要となつてまいると考えております。

これまでも国際交流の機会はできるだけふやしていきたいと考えまして、中学生の海外交流研修や小学校への外国人生徒の訪問受け入れなどを行ってまいりました。

そのほか、行政報告でも報告させていただきましたが、町の国際相互理解及び国際友好親善を促進し、国際文化交流事業を積極的に推進させるため、国際交流員1名を8月から秘書広報課に配属しており、国際交流のかけ渡しとして、今後の活躍が期待されるところであります。

さらに、10月には、台湾の高校生32名のホームステイ受け入れを予定しております。

また、現在、中学生以上の町民の皆様を対象とした英会話教室を実施しているところでございます。

今後も、町の国際交流を推進するため、さまざまな手法での取り組みを行ってまいりたく

存じます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 確かに、白子町と長生村と一宮の中学生のホームステイ、これもすばらしいことだと思いますが、ただ、一過性に終わってしまうんです。

近隣では、茂原市がオーストラリアのソルズベリー市と、これは2年に1回ずつ、両方で皆さんと交流しております。それから、いすみ市はアメリカのミネソタ州ダルース市と、御宿町はメキシコのアカプルコ市と、大多喜町ではメキシコのクエルナバカ市と、それぞれ姉妹都市として提携していらっしゃいます。

一宮でも、このようなことを考えておられたら、ぜひ、やはり継続して国際交流をなさったほうがいいんじゃないかと思いますので、それについてはいかがでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 志田議員によりいただきました再質問に対して、お答えを差し上げます。

国際交流推進の手法の一つといたしまして、自治体間交流である姉妹都市の提携ということでございますけれども、大変重要なことだと思っております。提携する自治体を慎重に熟慮しながら、専門機関であります自治体国際化協会などにアドバイスをいただいた上で、国際交流推進の一環として検討してまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） ありがとうございます。

本当に2020年に向けて皆様が長く交流できるような、継続して交流できるようなことを考えていただければと思っております。

以上をもって私の質問は終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

---

◇ ◁ 焔 場 博 敏 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、14番、焔場博敏君の一般質問に入ります。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

大きく3点の質問を行います。

1点目といたしまして、来年4月より国民健康保険事業の制度が大きく変わり、県内一本化される問題について伺います。

1点目といたしまして、制度そのものがどう変わり、県は何をするのか、町はどんな仕事をするのか、住民負担はどうか、そもそも論を説明願いたいというふうに思います。

あわせて、準備状況の中で決まったものがあれば伺いたいと思います。

2点目といたしまして、8月8日に県国保運営委員会が開かれ、保険税の収納率目標値が示されました。8月9日付の読売新聞に発表されておりますけれども、加入者人口1万人未満の自治体では、平成35年度までに収納率95.43%を目標とするとのこととあります。中間年の平成32年度までに93.84%であります。一宮町の現在、現年課税分で90.5%前後だと思えますが、どのような方針で臨まれるのか伺いたいと思います。

間違っても、加入者の生活を壊すような厳しい収納強化方向でなく、支払いやすい税の環境づくりなど、方向性を間違えないように、くれぐれも求めていきたいというふうに思います。

3点目といたしまして、保険者努力支援制度が点数で数値化され、評価指標として総得点に応じて500億円前後配分がなされるということとあります。

町の現状では、実態どのような程度の評価点か伺いたいと思います。

4点目といたしまして、保険者努力支援制度の中でデータヘルス計画の取り組みもあるわけですが、既に前倒し事業等で各地で先進的取り組みが始まっております。

埼玉県の志木市のいろは健康ポイント事業、群馬県中之条町の身体活動計を用いた健康づくり事業、郡内では白子町での健幸ポイント事業などあります。

白子町での健幸ポイント事業を簡単に紹介いたしますと、40歳以上の町民の方へ町が歩数計、活動量計を貸し出して、町の幾つかの場所に設置してある体組成計にデータを取り込み、パソコン処理をしてデータを蓄積し、これが町民の健康づくりを支援する制度設計に、その基礎データとなるということとあります。自分でもデータを確認することができます。

データ取り込み時に3種類のポイントがついて、一月最大800ポイント、歩いた歩数に応じてつく「がんばってますポイント」、体組成計での測定結果による3カ月ごとの最大1,000ポイント、こういったポイントがつく「変わりましたポイント」、データ取り込みをすると、それ自体で成果のかかわりになく必ず1カ月ごとに50ポイントもらえる「継続したよポイント」、こういった3種類のポイント制度であります。

たまったポイントは1ポイント1円でクオ・カードに交換され、9月と3月に交換されるということでもあります。

白子町の資料によれば、約1,000人の歩行行動参加者がいて、年2,800万円程度の医療費抑制効果を期待しているということでもあります。

本事業の実施予算は、ポイント原資として400万円、アップロード支援の委託費として500万円、歩数計や備品などの経費として300万円、システム利用料として700万円の合計約1,900万円です。差し引き900万円のプラス効果であります。参加者がふえれば、さらにこの効果が広がっていきます。

楽しく歩いて、自ら健康になり、ポイントがたまって商品券ももらえる、医療保険給付費も削減効果が生まれる、大変興味深い取り組みだというふうに思います。研究して、我が町でも取り入れてはどうか。見解を伺います。

5点目といたしまして、国民健康保険の制度が町から県一本化されても、国庫負担がふえなければ国保の構造的問題は解決されないのではないのでしょうか。

1984年の法改正による国庫負担削減、これがそれ以降も事務費の国庫負担廃止などを伴って削減を続けてきた結果、国保の総収入に占める国庫負担割合が1980年代の約50%から現在は25%以下、半減しております。一方、新薬や高度医療、高齢化などに加わって医療給付費は伸びております。このままでは、制度の保険者がかわっても、どこにかわったとしても、国保加入者と自治体に負担が転嫁される構造は変わりません。

さらに、国保は国民皆保険であり、農業者、自営業者、リストラなどで国保に移ってくる人、退職者、年金者など担税力の弱い人々が支えており、現状でも国保税の占める割合は生活を大きく圧迫している状況であります。

制度改革を言うならば、国庫負担のさらなる拡充が必要であります。国に引き続き負担拡充を求めるべきだというふうに考えますが、この点での見解を求めたいと思います。

6点目といたしましては、国保問題の最後に端的に伺います。

保険税率は下がるのでしょうか、お答えください。

2点目の質問です。

予防接種事業について伺います。

高齢者の肺炎球菌予防ワクチン接種事業、これが取り組まれ、一定の効果を上げています。65歳から5年ごとに受けられ、テレビコマーシャルでもおなじみです。1回目の助成額はあられるけれども、2回目以降は自己負担となります。1回の予防接種で5年程度効果があると聞



いておりますが、平成28年度決算を見ても114万7,000円支出されており、初回3,000円の助成であります。2回目以降は全額自己負担であり、保険も対象外になっておりますので、1回8,000円前後注射をするのにかかり、非常に高額であります。

高齢になるほど年金生活者もふえ、2回目以降、接種をためらう人もふえるのではないのでしょうか。結果、肺炎球菌による疾病がふえることにもなれば、最初の助成の意味がなくなってしまう、意図が生かされない、このような結果になってしまいます。2回目以降の接種も助成ができないものかどうか、この点を伺いたいと思います。

3点目といたしまして、農業問題について伺います。

農林水産省が8月に発表した日本の食料自給率は、昨年度、2016年度のカロリーベース自給率は、その前年度、2015年度より1%下落し、38%になりました。食料自給率とは、国内の食料消費が国内の農業生産の中でどの程度賅えるか、これを示す指数でございます。

日本の食料自給率は、1965年、今から52年前は73%ありました。その後下がり続け、2010年には39%まで低落してまいりました。昨年37.58%は、24年前、凶作でタイからお米を緊急輸入した1993年の37%に次ぐ史上2番目の低さであります。安倍政権が決めた45%目標に遠く及ばない低さになっております。

先進諸外国では、アメリカは自給率130%、ドイツ95%、イギリス63%となっており、日本の水準は先進国の中で最低水準であります。基礎食料の穀物自給率に至っては28%であり、人口1億人以上の国で3割を切るのは日本だけあります。

この間、農業問題、何度も取り上げてまいりましたが、ここまで指標が落ち込んできた大きな要因は、国の農業に対する姿勢であります。国の農業を守り、発展させる政策、これをとらず、貿易の自由化政策の中で常に農業がそのしわ寄せを受けてきた歴史があります。農産物輸入自由化政策をとり、WTOやTPP協定、日欧EPA、経済連携協定などであります。こういった中で、1点目として、国への要請行動について、その後の経過をご報告したいと思います。

2点目といたしましては、農政がもたらした地域の影響について、もう少し深めてみたいと思います。

担当課に米の作付面積等を調べてもらいました。2000年から15年間で329ヘクタールから309ヘクタール、94%に減少しました。これを、それぞれの年度の平均米価を概算してみると、2000年米価は1万7,054円、1俵当たりでありますけれども。町全体の米の収入は4億4,886万円、2015年度では作付面積は6%減少でありますけれども、米価が1俵1万円と大

幅に下落したために、町全体の米の収入は2億4,720万円、55%に大幅に落ち込みました。

町商工会にも協力をいただいて、この間の会員数、業者数などを調べていただきました。各種の要因はあると思いますけれども、2000年427業者、313会員から、2015年には391業者、284人、90%台であります。こういった減少傾向になっております。私は、地域農業の衰退が地域に影響を及ぼしているというふうに感じております。

先ほどの話に戻りますけれども、なぜ先進諸国の中で日本だけ急激な自給率低下を起しているのか。それは、欧米の農業が手厚い価格保障や所得補償など、これを行って競争力を保っているのに対して、日本では、農産物の輸入自由化対策で安い外国産との過酷な競争にさらされ続けてきた、こういったことがあります。

アメリカは自由主義の国と言いますが、農業に関して言えば、生産費を償う価格保障、これを強化して保護政策をとっております。2014年2月に成立したアメリカ農業法では、画期的な価格保障、経営安定対策を法律で確立、強化をいたしました。この法律は、ほぼ5年に1回改定されておりますが、不足払い制度、市場価格が生産費をもとに基準価格を下回った場合、その差額を国費で支払う制度であります。農民負担はありません。

ナラシ対策は、収入が基準収入を下回った場合、基準収入の86%まで補填する制度ですが、これにも農民負担はありません。収入補填制度、その他、価格支持融資制度、収入保険もありますが、日本と考え方が全く違う制度であります。

こういったことが関係して自給率130%、これを支えております。

我が国は、平成30年度より、生産調整機能をやめ、戸別所得補償制度も廃止であります。衰退した農業を自由市場に投げ出す、こういった政策がとられ、食料自給率をどうやって上げようと言うんでしょうか。

「食料は、できる限り国内でつくるほうがよい」、こういった世論調査、これが9割の国民が「そのほうがいい」、こういうような回答をしております。

国民は、農業の振興を願っております。若者を中心に、田園回帰の流れも始まっております。価格保障や所得補償を充実させ、安心して農業に励める条件の整備をして、大小多様な家族経営が共存できる担い手育成、これが必要であります。農業が産業として自立できる一層の要請活動を願うものでありますけれども、見解を伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） ご質問のありました国保の県一本化についてお答えいたします。

現在進めております国保広域化につきましては、市町村国保が抱える構造的な課題であります。少子高齢化で保険者の年齢構成が高く、医療費水準が他保険組合よりも高いが、所得水準は低い。事業運営の不安定な小規模事業者が多く、事業主負担がなく保険料負担が重い。財源の豊富な自治体は、法定外繰り入れで一般会計から補填する自治体もあり、市町村間の保険料格差が大きい。

このように、市町村単位では立ち行かなくなって厳しい国保財政を各市町村が相互に支え合うシステムが必要であり、平成27年5月27日、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律、いわゆる社会保障制度改革プログラム法案が成立しました。

この改正で、国が国保に対する公費を拡充。また、都道府県が市町村にかわり保険者となり財政運営を行い、市町村は引き続き保険料の賦課徴収、保健事業の実施を行うことにより、持続可能な医療保険制度の運営を図ろうとするものです。

まず、1点目の広域化の準備状況等についてですが、県に支払う納付金の算定方法など、基本となる千葉県国民健康保険運営方針（骨子案）は、7月24日から8月23日までの1カ月間、パブリックコメントが行われました。こちらに関しましては、市町村との連携会議や千葉県国保運営協議会等の議論を通じ、年内には決定予定です。

また、市町村の保険料のベースとなる納付金・標準保険料率については、現在、第3回試算が行われている状況で、来年1月をめどに取りまとめられる予定でございます。

その他、県広域化に向けたシステムの改修についても順次行われており、条例改正等も含めまして、広域化に関する業務全てが年度内に完了する予定で進められております。

また、現在と広域化後の大きな違いは、今後、市町村は、医療費水準や所得水準に応じた納付金を県に納めることとなります。これは前年度以前の実績から決定されるため、年度途中で変わることはありません。これに対して県は、保険給付に必要な全額を交付金として市町村へ支払うこととなります。結果として、今後市町村は、その年度の急激な医療費の財源確保の心配がなくなります。ただし、医療費が上がれば、過去3カ年の医療費実績に基づいて翌年度以降の納付金が穏やかに上がることとなります。

このように、今まで市町村は、翌年度以降の医療費を推計し、前もって医療税率を決めておりましたが、今後は町の医療費実績をもとに、翌年度、県が納付金として算定し、税率が

決まる仕組みへと変わります。

なお、県広域化につきましては、近隣市町村に準じまして、町ホームページに9月上旬から掲載を開始しました。また、10月には県作成のリーフレットにより周知を図る予定でございます。

2点目の収納率目標値についてでございますが、現在、被保険者数1万人未満で95.43%、平成32年度までの中間目標数値で93.84%という案が出ております。これは、この後お答えする国の保険者努力支援制度の中で、「全自治体上位5割に当たる収納率を達成」という項目があり、交付該当になるための目標数値ということになります。

事実、実績から見ても、この数値は大変厳しいものですが、町としては、この目標収納率が直接納付金を決める要素ではないことから、今までどおり、収納率の向上と可能な限り目標値に近づけるよう努力していく考えです。

3点目の保険者努力支援制度についてですが、保険者としての努力を行っている都道府県、市町村に対し交付金を交付するもので、獲得点数に応じて金額が決まります。

平成28年度の一宮町の結果は、345点中206点です。参考ですが、全国平均が198.67点、県平均が188.33点で、現在一宮町は平均を超える点数となっております。

次に、4点目の先進的な取り組みについてですが、お話のありましたデータヘルス計画とは、保険者の診療報酬明細、いわゆるレセプト等のデータ分析を行い、加入者の健康保持増進の事業計画へ活用を行うものであり、今回の保険者努力支援制度においても、予防・健康づくりの取り組み項目があります。一宮町においても、平成27年度からデータヘルス計画に基づいた糖尿病予防事業を実施しております。

また、事業推進に当たり、市町村によっては被保険者の努力や協力結果に対しポイント等を付与し、ポイント数に応じて報奨を設ける事業を実施しているところもあり、保険者努力支援制度では、これら実施自治体を評価する項目があります。一宮町としても、健康づくり事業の拡充を図るため、今後の展望として医療費削減につながる新規事業への研究及び検討をしていきたいと考えております。

5点目の国庫負担拡充についてですが、ご指摘のとおり、市町村国保が抱える構造的な問題は、国の責任のもと医療費保険制度全体を改革する中で解決すべき問題と考えております。したがって、県広域化後も将来にわたり持続可能な制度の構築のため国庫負担拡充の要望を引き続き行っていく考えです。

最後の保険税率は下がるのかというご質問ですが、広域化後は県から示される納付金及び

標準保険料率を参考に税率を決定していきます。9月8日に県が公表しました第3回目の納付金の試算結果では、一宮町は27年度理論保険料8万5,225円に比べて、平成29年度推計保険料は8万1,988円で1人当たり約4,000円の減額が見込まれています。しかし、県の説明では、これはあくまでも29年度時点での推計であり、今後平成29年度中の医療費の増減分、所得水準等本算定に必要なデータが未確定であり、平成30年度の本算定の納付額には、なお変動する可能性が十分あり得るとの説明がありました。

また、一宮町は、現在、近隣市町村と比べて基金、繰越金が一番少ないため、インフルエンザなどの流行やがん、心臓病、腎臓病などの治療で急激な医療費増加により翌年度納付金が上がった場合、税率を上げざるを得ない状況です。

したがって、引き続き、国庫負担拡充を要望しつつ、現時点では、今後示される県からの納付金及び標準保険料率を参考に、平成29年度並びに平成30年度の運営状況を見た上で31年度に向け検討したいと考えます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、畑場議員の2つ目の質問でございます予防接種事業の助成についてお答えをいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種でございますが、平成24年10月から任意接種として町独自で3,000円の助成を開始しております。平成26年10月に国の法律で定められた定期予防接種となってからも、引き続き同額の助成をしております。

接種間隔は、局所の痛み、腫れ、発熱などの副反応が出ることを考慮して、5年経過後となっております。

ご質問のとおり、町の助成が受けられるのは生涯1回限りで、2回目以降は全額自己負担をしていただいております。

このワクチン接種は保険診療外でございますが、医療機関によって接種料金に違いが生じているようでございますが、おおよそ7,000円から8,000円の負担をいただくこととなります。

現在、国が定めた定期接種対象者は65歳以上5歳刻みの年齢の方ですが、5歳刻みの年齢のタイミングを逃した方も接種できるよう、65歳以上の方に任意接種として同じ金額を助成しております。

管内の7市町村はこの内容で統一してございまして、茂原市長生郡医師会等と契約をして実施してございます。

2回目以降の助成につきましては、予防接種担当者会議で管内の意向を確認したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 畑場博敏議員からいただきました第3点目のご質問、農業問題についてお答えを申し上げます。

まず、国への要請行動、その後の経過報告についてということでお答えを申し上げます。

国への要請でございますけれども、郡の町村会でもご賛同をいただきました。ただ、内容につきまして、その後TPPに関しまして大きく情勢が変わってきておまして、再度内容を見直す必要があるというご意見がございました。そこで、米国、あるいは我が国の政府の動向、全体状況を見据えていた次第でございます。その間、日本政府、内閣、あるいは与党内の人事もかわったこともあり、現在まで実行に至っていない状況でございます。

国際的な枠組みにおける農業のあり方に関する議論がまだ次の段階へ収束していないという認識に基づいて、現在は足踏み状態にあるということでございます。

2つ目でございます。

食料自給率の低下、そしてそれを前提としての平成30年度よりの生産調整機能、あるいは戸別所得補償制度、こうしたものの改変、そうした状況を踏まえて、町からの要請活動はどのようになるかということでご質問いただきました第2点につきまして、まず自給率の低下でございますけれども、この状況は農業生産の衰退をあらゆる結果であると認識をいたしております。その要因は多々あり、これまで国はさまざまな対策を講じてまいりましたが、いずれも時限的なもので、農業者はその都度対応に苦慮してきたということを認識しております。効果を今日まで上げていないということは、大変残念な事態であると考えております。

今後の制度変改に対する対応でございますけれども、米の生産数量目標の配分が廃止されることとなります。これにつきまして県のほうでは、今後国が示す米の需要量を勘案した生産の目安となる数値を千葉県農業再生協議会から市町村の協議会へということで示していくということで、引き続き需要に応じた米生産を推進していくということをこちらに知らせていただいております。

私どもが考えますところ、こうした国の政策の見直しにより、さまざまな変化が起こります。この中で生産者の方々に安定した農業経営を続けていただくためには、これまで以上に飼料用米などへの戦略作物を生産していただき、主食用の米以外の需要のある作物に転換し

ていただく、そうした取り組みをこれまで以上に継続していくことが必要になるのではないかと考えております。

最後に、我が町からの要請につきましてであります。30年度以降の国の具体的な施策がまだ不透明な部分がございます。今後の動向を注視しながら、農業が自立した産業となるよう近隣の市町村とも連携し、機を見て国に要請をしてまいりたいと考える次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問、14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 再質問をさせていただきます。

第1点目の国保の問題。

新しい制度説明の中で、「国は持続可能な医療保険制度を構築するため」というふうにしておりますけれども、その中で1点目として、「国が国保に対する公費を拡充」とありましたが、どの程度国費の拡充が行われ、一宮町のように基金も少ない、財源の乏しい自治体に具体的に幾らぐらい充当してもらえるのか、再度伺いたいと思います。

2点目としては、新制度での県の役割、町の仕事はわかりました。確認ですが、県はこれまでの町にかわり、保険者となると。そして、町に対して納付金額を決定して、納付を求める。そして3点目としては、保険給付に必要な全額を交付金として町に交付するという仕事をすると。

町は、1点目として被保険者の資格管理をしていく、2点目として保険料の決定と賦課徴収をする、3点目として保健事業を実施して保健増進を図っていく、こういうようなことで大体よろしいのかなというふうに思いますけれども、この辺の確認をさせていただきたいと思います。

そして3番目に、1番目の質問と関係しますけれども、納付金決定に対して、過去3年間の医療給付費の実績により翌年度の納付金が決定される点は理解をいたしますけれども、市町村の所得水準に応じた納付金決定とは、どう生かされるのか。一宮町は決して豊かな状態ではないと思いますが、平均水準に対してどのような位置にいて、どの程度納付金の決定にそれが反映されていくのか、この点についても一度伺いたいというふうに思います。

予防接種事業については、先ほど質問したとおりなんですけれども、これはぜひ一番最初助成をしたその意図が生かせるように、郡内の関係担当者会議等で実施できるように前向きに検討していただきたい、これを要望いたします。

3点目の農業問題についてでありますけれども、国への要望はいろいろ事情があつてまだ行われていないということでありまして、農業者は、毎年毎年、先の展望が見えなければ設備投資もできません。今、即金でいろいろ農業機械が買えるような状況のところは非常に少ないと思います。これが一日でも早く見通せるような展望が示されなければ、これからの経営がどうなっていくか、こういうことが非常に危惧されるわけでありまして。

同時に、国が生産数量、いわゆる減反です。この目標を放棄したということで、県はそれにかわつて示す。これ示しても、それだけでは全然効果がないんです。示すかわりに、それに補填する助成がついていかなければ、農家は自分の収入が減るだけでありますから、決してそれは従いません。

そうでなくて、示すだけでなく必要な助成制度をとつて、そつちに政策誘導する。諸外国では既に当たり前にそれが行われている。日本では、それをしないで農家にしわ寄せをしてきたと。ここが大きな問題なんですから、この辺も含めて、機を逃さずに強く要請行動をとつていただきたいと思つています。これも要望で結構ですが、強く要望しておきます。

以上で、1点目の質問について再答弁をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） それでは、畑場議員からの県広域化の再質問についてお答えいたします。

まず1点目、今回の試算結果に基づいて、一宮町は公費拡充分の恩恵がどのくらい受けられるかとのご質問ですが、国は当初公費3,400億円を投入し、国保加入者1人当たり1万円の財政支援をするとの説明をしています。これに基づき、一宮町へ実際措置されている公費拡充分について、今回の第3回の県試算結果に基づき、平成29年度時点で検証いたしました。

まず、平成27年度から開始している低所得者の負担軽減措置により、一宮町では被保険者1人当たり約5,000円の公費が拡充されました。平成28年度もほぼ同額で、平成29年度については国からの確定がなされておりましたが、ほぼ同額と見込まれます。

これに、今回県による第3回試算で見込まれる理論保険料推計値減額約4,000円を合わせますと、公費拡充分は9,000円となります。

一宮町では、国の当初の公費拡充分1万円に対して9,000円の財政支援となります。

ただし、県の説明のとおり、これはあくまでも平成29年度時点での試算結果であり、1年後の平成30年度の納付金には、医療費の増加や国・県の係数等、不確定要素が多分にござい



ます。

2点目の町の業務についてでございますが、まず県から示されました納付金を町は県のほうに支払う。支払うために示された納付金に合う保険税率の改定をするということになります。納付金が今現在の保険税率でもし見合わないようであれば税率を改定する、あるいは手持ちの基金等を取り崩して充用する、そういうような手だてが必要となります。

また、健康事業ということで、今までに引き続き健診、あるいは保健事業をやっておりますが、それを引き続き行います。

また、医療費適正化事業ということで、ジェネリック医薬品の推進、あるいはレセプト等の再点検を実施し、医療費の適正化に努めるというような業務を行うこととなります。

次に、3点目の所得水準についてですが、県全体の納付金の算定に当たり、所得水準は1人当たりの全国平均所得金額と千葉県の平均所得金額を比較し、応能割を決定します。国保税は原則として応能割、応益割が1対1となるのが原則ですが、全国平均より所得水準が高い場合、その分を応能割に配分し、残りを応益割に案分しています。

千葉県は応能割100分の54と全国平均より若干高くなっています。市町村への納付金の算定には、この後さらに一宮町の総所得額を千葉県の総所得額全体で割ることにより、県全体の納付金を案分して配分が決まることとなります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

14番、舩場博敏君。

○14番（舩場博敏君） 答弁ありがとうございました。

この保険税の国保制度の変更の件に関しまして、今の再質問の答弁で大体わかりましたが、公費拡充が今までのと合わせて1人当たり約9,000円程度となると、そういうようなことが確認できました。

今、国保の被保険者、非常に厳しい生活状況の中で必死に納めているという現状がございます。この全額を保険税軽減に回せとは言いませんけれども、一人頭5,000円程度は軽減に使って保険税を下げてください、このことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまです。

以上で、舩場博敏君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間半を経過いたしましたもので、ここで15分程度休憩をとらせていただき

ます。

休憩 午前10時32分

---

再開 午前10時53分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

---

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私は、大きく2問の質問を行います。1問ずつ区切って行いますが、議長よろしいですか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） それでは、1問目の質問ですが、災害危険箇所の点検をということで質問いたします。

近年、全国的に集中豪雨・地震・台風などの災害が非常に多くなっており、甚大な被害が多発しています。当町は今のところ大きな被害はありませんが、災害はいつ起こるかわかりません。私は平成26年3月議会で災害危険箇所の対策はということで一般質問しました。このときの答弁は、「災害危険箇所の対策はということですが、全ての区域、危険箇所は県が指定したものであり、こうした箇所は被害を最小限に抑えるため危険箇所を公表し、災害対策に役立てる」とのことです。

そこで伺います。

①土砂災害特別警戒区域5カ所、②急傾斜地崩壊危険区域1カ所、③急傾斜地崩壊危険箇所47カ所、④堰、池、湖、川、これは南川尻川のことです。⑤一宮川堤防。

この①から⑤の点検は年に何回行っているのか、また、これらの区域・箇所に危険表示看板などがあるのか。既に指定された区域・箇所以外に新たに追加となった場所があるのか伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、災害危険箇所の関係についてお答えします。

初めに、点検の頻度でございますが、土砂災害特別警戒区域と急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、過去に崩落履歴などがある箇所を重点箇所に設定し、毎年6月の土砂災害防止月間に県、町、消防関係機関、NPO団体の四者合同による点検が行われ、崩落対策の必要性などが確認されております。

急傾斜地崩壊危険区域、こちらは一宮中学校西側ののり面になります。こちらにつきましては、既にモルタル吹きつけによる崩落対策が施されておりますので、現在のところ、定期的な点検はございません。

堰、池、湖につきましては、当町では農業用施設となっておりますので、毎年、稲作前に地元土地改良区による点検が行われております。南川尻川につきましては、毎月1回、都市環境課で行っている道路パトロールにあわせ、点検をしているところでございます。

一宮川堤防につきましては、県による河川パトロールにおいて巡視されているとのことです。

次に、危険箇所の表示看板でございます。土砂災害特別警戒区域と、急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、看板の設置はございません。

急傾斜地崩壊危険区域、一宮中学校になります。こちらにつきましては、関係法令に標識の設置が義務づけされておりますので、区域の指定を行った千葉県により省令に規定された標識が設置されております。

堰、池、湖、南川尻川につきましては、看板の設置は全てに至っておりません。南川尻川の河口浚渫や河道掘削を行うなど、被害軽減に努めておるところでございます。

一宮川堤防につきましては、県では設置していないとのことです。

なお、町長の平成29年度の施政方針でも触れましたが、千葉県が当町の雨竜湖を防災重点ため池に選定いたしました。この防災重点ため池とは、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるため池というもので、雨竜湖は堤体の高さや貯水量から詳細な調査の優先度が高いとされ、今月から千葉県による調査が始まったところでございます。来年度には、この調査結果をもとに、安全性の解析結果を待つ必要がありますが、万が一に備え、下流の方々にハザードマップによる周知を行いたいと考えております。

最後に、「危険箇所に追加された場所があるのか」というご質問ですが、土砂災害防止法に基づく調査結果などを踏まえ、急傾斜地崩壊危険箇所が新たに2カ所追加され、現在では49カ所となっております。こちらは、平成28年3月に千葉県が指定したものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

再質問ありますか。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） それでは、再質問を行います。

関連性のあることですので、質問いたします。

災害危険箇所及び区域で、集中豪雨、台風、地震による津波などで、近年、甚大な被害を受けた茨城県の利根川の堤防の決壊による洪水災害や九州福岡県・大分県の集中豪雨による大災害が発生し、甚大な被害を受けました。災害はいつ起こるかわかりません。

そこで伺います。

近年は、時間100ミリ以上の豪雨が全国で発生しています。長生郡市で100ミリ以上の豪雨が発生した場合、一宮町の災害危険箇所・区域はどうなのか。

特に各支流が集まる一宮川の堤防の決壊、また雨竜湖、軍荼利大堰、洞庭湖、大欠堰、細田池などの災害は大丈夫なのか伺います。

○議長（吉野繁徳君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、鵜野澤議員の再質問の一宮川及び町内の内排水等についてお答えいたします。

河川の水量は雨の降る範囲や時間、それまでの降雨量など多くの要素で変化するものであります。

したがって、災害への備えは、地元の自治体や気象庁などから発表される最新の情報を確認していただくことが重要と考えます。

なお、町にある排水のかなめである中央ポンプ場は時間53ミリ対応となっておりますが、当町では河口が近いことから、降雨量だけではなく潮位でも川の水位は大きく変化しますし、時間20ミリの降雨量で道路側溝があふれる場合もあることから、やはり地元の自治体や気象庁などから発表される最新の情報をもとに常に確認し、命を守る行動を起こしていただくことが最も重要と考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） ため池につきましてお答え申し上げます。

ため池につきましては、改修する場合の設計基準が200年確率の洪水量とされております。これに対応しているのが老朽ため池整備事業で大規模改修が行われた洞堰と軍茶利大堰になります。

それ以外のため池は、本町には大小合わせて18カ所あります。そのほとんどが老朽化しております、ここ数年の間に4カ所のため池で漏水が発生し、順次部分的な改修工事を行ってきているところでございます。

全ての安全性を確かめるには、今回の雨竜湖同様に調査並びに解析してみなければ何とも言えないわけですが、現実的には全ての余水ばけの機能、あるいは堤体が保たれておりますので、今後も土地改良区と連携し、点検及び管理を怠らず続けていくことが肝要と考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番。

ただいまの最初の質問のほうで要望いたします。

①の土砂災害特別警戒区域5カ所、③の急傾斜地崩壊危険箇所49カ所、これは2カ所多くなったわけですが、ここの危険表示看板の設置はないという答弁でございましたが、周知徹底を図る意味で、設置の要望をいたします。

それから、再質問のほうの要望ですが、答弁の内容は中央ポンプ場は53ミリの対応、また20ミリで道路側溝があふれる場合もあるとの答弁、これは現況での対応であると思いますが、今後は100ミリ以上の豪雨が発生するとの想定で対策を立てていくことを強く要望し、1問目の質問を終わります。

2問目、よろしいですか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） 2問目は、県防災計画修正案について質問いたします。

県は、ことし6月に新たな地震被害想定や熊本地震の教訓を踏まえた県地域防災計画の修正案を公表しました。直下地震で想定される死亡者数を半減させる目標を掲げたとされております。今夏に開く予定の県防災会議で正式決定することです。その修正決定された内容を求めると同時に、今後想定されている南海大地震、相模地震、房総沖地震などのマグニチ

ュード、また津波の高さに対してどのような対策を立てるのか伺います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） お答えします。

初めに、県の防災計画の修正案でございますが、現行では津波浸水シミュレーションの材料に、過去に甚大な被害をもたらした延宝地震や元禄地震、こちらは、ともにマグニチュード8程度でございます。津波につきましては、気象庁の津波警報レベルに準じた津波が用いられておりましたが、今回の修正では、東日本大震災の際に割れ残ったとされる千葉県東方沖の日本海溝沿いを領域とする房総半島東方沖日本海溝沿い地震というものが追加されました。

この地震は、マグニチュード8.2、一宮町への津波到達時間は、第一波が最大波となりますが35分、最大の津波浸水深は7.7メートルと想定されております。

このほか、熊本地震の際に課題となった車中泊避難によるエコノミークラス症候群への対策や、家庭等での食料・飲料水の備蓄目標量、こちらを「3日以上」から「最低3日、推奨1週間」に強化されるなど、災害に強い千葉県づくりを進めるため、新たな地震被害想定調査の結果や、熊本地震の教訓を踏まえ、8月に修正されたところでございます。

また、今後想定される津波への対策でございますが、現在、千葉県において海岸線への土塁新設と一宮川の護岸改修が進められており、これらの効果で大幅な減災が図られるものと思われまます。

あわせて、町といたしましても、県の防災計画に示された最大津波、こちらは気象庁から発表される大津波警報に値する10メートル規模でございますが、その浸水状況を念頭に、住民の生命・財産を守るための対策を最優先に考え、避難路や避難施設などのハード面強化に向けた検討を進めてまいりたいと思ひます。

しかしながら、このハード整備に依存した防災対策には限界があることも事実でございますので、住民自身による自助、自主防災組織を中心とした住民組織の共助、こうしたソフト面の推進にも力を入れ、ハード・ソフトを織りまぜた総合的な防災・減災対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいまの答弁で、初めて発表された房総半島東方沖日本海溝沿い地震というものがただいま答弁されました。これはマグニチュード8.2、最大津波7.7メートルと想定されているとのことですが、私が一番心配していることは、東日本大震災でもありましたマグニチュード8以上の連鎖反応による3カ所の地震が発生しております。津波の高さが当時30メートル以上という発表もありました。ことしあった熊本地震、メキシコ地震もマグニチュード8以上です。今後、南海大地震、相模大地震、房総半島東方沖日本海溝沿い地震の連鎖反応での大地震が起きたら、東日本大震災を超える大災害になりかねません。今後、災害を最小限に抑える対策を県に強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 鵜野澤君、質問、これでいいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

---

◇ 袴 田 忍 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

私の一般質問は、きょうはちょっと多くなりまして5つありますが、1つずつ区切らせて質問させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。

私が今回質問事項に入れましたものは、やはり地域の皆さんの声が私のところまで聞こえてきた。私とお話をしている間で、「袴田さん、これはどうなっているの」「これは、町はどういうふうになっているの」、そういうものの中で拾わせていただきまして今回質問に挙げさせていただきました。

その1点目が、まずは東口開設アンケート調査についての質問でございます。

町が7月に実施したJR上総一ノ宮駅東口アンケート調査について、東口の開設推進の立場で私のほうでお伺いしたいと思います。

昨年、隣におります藤乗議員さんからの質問の中で、「駅東口開設について町はアンケートを実施する考えはあるのか」という質問が1回あったと思います。「アンケートは既に実

施しており、再度実施することは考えていない」という回答がありました。しかし、なぜ今回、200万という多額の経費をかけて実施したのか。アンケートの実施については馬淵町長の強い指示があったということを知っていますが、アンケート実施の目的は何か、町長の考えをお聞きしたいと思います。

2点目、この中でアンケートの中身ですが、答える対象が世帯主に限定されたのはなぜなのでしょう。均等的立場から考えれば、年齢の若い人や女性の意見がなかなか反映されないのではないのでしょうか。そして、設計工事費の額を町民への説明会も開かずに調査項目に示した意図は何なのか、それについてお聞きしたいと思います。

また、3点目、今回のアンケート調査によって何がわかったのか、その成果についてお伺いしたいと思います。また、この結果を踏まえて馬淵町長の東口の決意をお伺いしたいと思います。

以上の3点でございます。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 袴田議員のご質問にお答えします。

アンケート調査実施の目的は何かということですが、JR上総一ノ宮駅東口アンケート調査は、この7月に実施しました。

アンケート調査の対象者は世帯主と限定し、町内5,000世帯中、18歳以上の世帯主の中で3,000世帯主を無作為抽出しました。

アンケート調査実施の目的ですが、東口開設は町の大きな課題であり、町民の皆様の意向を知りたいと考え、今回のアンケート調査を実施させていただきました。

2番目のアンケートの答える対象が世帯主に限定されたのはなぜかということですが、一ノ宮駅東口アンケート調査は今回2回目であり、1回目は一ノ宮駅利用者対象に平成24年に実施しております。

その1回目では、調査票885通配布、277通を回収、回収率31.3%、結果ですが、駅利用者の町内比率66%、東口ができた場合の利用者76%などが出ています。

今回のアンケート調査で答える対象を世帯主と限定した理由ですが、駅利用者には1回実施していること、そして今回一番お聞きしたいことは、東口開設に当たり町費用負担はどの程度の金額が妥当かということであり、納税者である世帯主を対象にさせていただきました。



また、設計工事費の額を町民への説明会も開かず調査項目に示した意図はということでありますが、繰り返しますが、今回一番お聞きしたかったことは、東口開設に当たり町費用負担はどの程度の金額が妥当かということでありまして、そのためにJRコンサルタントが算出した設計工事費の額を調査項目に示させていただきました。

3つ目の今回のアンケート調査によって何がわかったのか、その成果について伺うというご質問ですが、幾つか挙げさせていただきますと、駅についての不満では、「東口がない」「西口が混雑」「踏切が危険」という3つの項目が多かったこと、東口利用見込みは西口と東口両方併用を合わせて61.4%、費用負担については、「費用負担が発生しても東口を開設すべき」18.2%、「費用負担をある程度減額した上で東口を開設すべき」49.6%、費用負担上限は回答された中で5億円が一番多かったことなどであります。

私からの答弁は、以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員から頂戴しました3つ目のご質問にお答えをいたします。

この結果を踏まえて私の東口開設についての決意を申し上げるようというご質問でございますが、私といたしましては、東口開設は実施をいたしたいと考えております。しかし一方で、町の財政面も考える必要があるということでございます。これはもう先般より、るる申し上げていることでございます。

今後11月末にJRから概算工事費が提出されます。そして、千葉県へ要望いたしております補助金、あるいは起債ができるかなど、これらの問題について結論が出てくると存じます。それらを加味しまして、町の財政面を検討した上でオリンピックまでに東口開設を実施するかの最終的結論を出していきたいと存じます。皆様には、その過程でご相談を申し上げたく存ずる次第でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問させていただきます。

今回のアンケートの目玉は、東口開設に向けての費用負担であることがわかりました。

どの程度の金額が妥当か。東口開設は地域の皆さんの願いであり、開設方向に向かっている中で、私は金額を出してしまうというのは、開設に向けて待ったをかけることになるのではないのでしょうかという私個人の考えでございます。

私もアンケート調査について意見を出しました。議員として、何人かの方がアンケート調査に関して、こういう文言に関して控えてほしい、こういうふうに出してほしいということもありました。その中で金額について触れないでいただきたいと私も提案をしました。提出した意見の回答もなく、アンケート調査が実施されました。何のために議員に意見を求めたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、このアンケート調査を実施して回収率はどれくらいのものだったのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 袴田議員の再質問にお答えします。

まず、アンケート調査ができた際、質問事項を議員さんにお見せし、「意見があれば参考にしたい」とお願いしました。

ただし、そのお願いをしたときに、「必ずその意見を取り入れることはできないかもしれません」とお話しさせていただきましたので、意見をくれた議員さん一人一人に、一つ一つの意見についてどうでしたという連絡はしませんでした。

今回、4名の議員さんから意見をいただきました。

主な意見の内容ですが、「開設の費用が大きいことを繰り返し述べているのは、開設を諦めさせるということに誘導する」などや、「東口開設に向けて重要な効果である町の人口増加、始発列車増加等、東口開設のメリットを書くべき」、また「アンケートの対象は世帯主でなく、JRを利用している個人にすべき」、そして「町が負担すべき金額については、開設による便益と費用の双方、そして町の財政状況の把握があつて初めて正しい判断ができるもので、これは町長と議会の役割であり、回答者に負担の上限を聞くのは不適切」、また「費用負担を聞く以上、町で今後どのような事業が控えているのか明記すべき」、また「町の財政状況も入れるべき」など19項目について意見が出されました。

執行部で検討させていただきましたが、全てを取り入れることはできませんでした。

今回のアンケートは「中立」、そして「誘導しない」という2項目を基本につくりました。アンケートは長文を入れたり、また多くの質問を入れると回収率が減少するという傾向があるため、聞きたいことを最小限にとどめた質問事項にしました。

また、今回アンケートで一番お聞きしたかったことは、東口開設に当たり、町費用負担は

どの程度の金額が妥当かということであり、そのために回答する人は目安がないと回答できないと考え、J R コンサルタンツが出した設計工事費の額を調査項目に示させていただきました。

なお、アンケート調査の回収率は、配布3,000世帯、回収1,572世帯、回収率は52.4%でした。これは通常のアンケートの場合、30%の回収率が一般的ですが、回収率52.4%という数字は、町民の方々が東口開設に対してとても関心が高いことを示していると思います。以上です。

○議長（吉野繁徳君） すみません、傍聴の方は私語を慎んでいただきたいんですが。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問じゃございません。

私、何回か続けてこの東口の開設に向けての質問をさせていただきました。今、現状を考えますと、西口のあれだけの車の中に駐車でとまっている。朝晩の送り迎いで、あれだけ通行が不便になっている。そういう中で、どうしても東口が必要だなと私は思っております。

それから、あわせて神門踏切、その辺も踏まえた中での総合的な開発などが必要ではないか。そういう中で、ずっとこの質問してきました。

今回のアンケート調査を見て、聞いて、そして今、前回の踏襲ですか、全体会議でいただいたアンケート調査の集計結果をいただきました。ここで初めて、ああ、なるほどという皆さんの地域の声がこれに収縮されているなというのがわかりました。

私は、そういう中でぜひ開設をお願いしたいと思いますし、また考えることならば、駅をもうちょっとすばらしいものに変えていただくことも考えてもらえるのがいいのかなと私は思っております。せっかくつくるわけですので。予算的なものは、確かにその都度、そのときそのとき、かなりの多額の金額が必要とされますけれども、それは長年の積み重ね、私は1年、2年、3年先まで、借金をしながらでも、ここはやっていけばいいのかなと私は思っております。ぜひ今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

次に、2問目に入りたいと思います。よろしいですか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） 次に、町の財政強化について何うということで、町長にお伺いしたいと思います。

上総一ノ宮駅東口開設費用はもちろん、オリンピック開催に向けての費用や公共事業等、町の財政の負担は大きいです。町はどれだけの財政で町の運営をできるのか町民の知りたい

ところでもございます。

町長はそれを支えるために、「町の収入を徹底して増加します」と話をしました。使命を達成するために、情報公開、住民協働を大前提とした上で3つの基本方針、誠実、現場主義に徹する、中長期的計画性をもって行政を進めると町民の皆様とお約束したことは選挙公約にもありました。

その中で、その選挙公約の中で「財政を活性化する」、こういう公約をしましたが、いまだ具体的な策は何も見えません。具体策はあるのでしょうか、お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員から頂戴しましたご質問にお答えをさせていただきます。

6月議会におきまして、藤井幸恵議員からも同様なご質問を頂戴いたしました。答弁が重複する部分があることをお許しいただきたいと存じます。

私といたしましては、まず財政を活発化するには、町内の事業者の皆様、従来よりも経済活動を拡大していただくことが、まず大事だと考えております。その次には、新規住民の誘導といったことが重要かと考えております。それから、企業の誘致などが重要だというふうに、これを3つの柱として考えている次第であります。まず町内事業者の皆様の経済活動を拡大していただくという面でございますが、商工業につきまして、私、観光と結びつけて皆様の所得をふやしていただくということを目指していきたいというふうに考えている次第でございますが、一例を挙げますと、トライアスロン大会など町内で行われますイベントに町内の事業者の皆様のご出店をお願いして、そこにおける消費を拡大していくというような形に努めております。観光イベントが単に来訪者の皆様だけに楽しんでいただくものではなくて、町内事業者の方の直接的な収入増に結びつくものとして変えていきたいということで現在取り組み中であります。

まちづくり会社・一宮リアライズの設立とリノベーション第一号すずみねの開設ということ、これも商工業の活発化といったこととのかかわりで取り組んだものでございます。

この事業は、いまだすずみねの全施設が稼働するということまで至っておりません。しかし、現在のところまででも、商店街の空き店舗、あるいは既存店舗のリノベーション、意欲を喚起するという一方で、一定の正の波及効果を及ぼしつつあることを確認いたしております。

また、議会にもお認めいただきまして予算措置がなされております駅前設営予定の観光

案内所・直売所でございますけれども、これはこれから設営するというので、いまだ設営前でございますけれども、開設後は一定の経済的なプラス効果につながるものと考えている次第であります。

一方、農業者の支援ということにつきましては、従来のさまざまな枠組みに加えまして、現在、JA長生グリーンウェーブの選果機更新を行う、その過程でございます。また、新規営農者の導入を積極的に図るため、これはJA長生と緊密に連携して農業支援センターを設置するという方向で現在協議が進行中であります。

また、トマト館を利用して農産物加工品を開発・製造していらっしゃる方々がいらっしゃいます。この方々と連携して、加工品の販路拡大に向けて、現在検討中でございます。

また、宿泊業のお仕事をされている皆様につきましては、大学生の研修を中心に延べ300人を超える誘致に成功いたしました。この宿泊への誘致というものは、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、今後、オリンピックの正の遺産を最大のものにするため、道の駅の設営なども模索していきたいと考えている次第であります。これが開設された暁には、私といたしましては、町の事業者の方々の収益拡大に直接的につなげていきたいというふうに考える次第であります。

続きまして、移住者の確保でございますけれども、今年度発信力を強めまして、東京方面への移住フェアへの参加をふやしております。私も既に2回、東京方面へ出かけてプロモーションに努めてまいりました。千葉銀行主催のイベントでお話をさせていただいたご家族は既に一宮にご移住なさったと伺っております。最近のイベントでお話した方は、近日中に一宮を訪問して積極的に検討するというふうにおっしゃっていただけました。

企業の優遇策につきましては、これも6月にお答えしたとおりなんですけれども、いまだ個別的聞き取りのレベルでありまして、役場内において本格的検討をまだいたしておりません。そして、残念ながら、しかるべき誘致には成功していないということでございます。

さらに、申し上げるまでもございませぬけれども、インフラ・教育・福祉、行政が取り組むべき3つの重要な部門でございます。この各方面でのサービスの上昇は、単に行政からの財政支出が必要になるという面だけでなく、的確な施策であれば、それ自身が経済活動の拡大という波及効果をもたらすと考えております。そちらの方面でも各種施策を立案・実施しつつありますので、その点もご勘案いただきたく考える次第であります。

いまだ私も登板よりさほど時を経ておらず、十分に果実を摘み取るというところまでまい

っておりませんが、着実に前へ進みつつあるものと考えておる次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 町長、ごめんなさい。再質問させてください。

1つは、私は今町長にこの答弁いただきまして、本当にありがとうございます。私、こんなにたくさん町長も考えているなということは、私初めて——こんなことを言ったら失礼ですけれども、初めて知りました。

その中で、企業の優遇策、これは町長の選挙公約の中にも1つありました。これは、今後、今町長は3分の1の期間が終わってしまい、1年4カ月ですので、4年間ありますので、またその後選挙になりますけれども、私はこの1年3カ月の間に、こんな企業があったらなというお考えがありましたら、それをちょっとお聞きしたいなという部分があるんです。

それから、もう一つは、自主財源の中で町が抱えている借金があると思います。税金の未納の分があると思いますが、その辺のお考えを、徴収といいますか、その辺の財源を確保するということは考えていらっしゃるのか。未徴収の部分に関しての徴収を考えていらっしゃるかお聞きしたい。

この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員の再度のご質問にお答えをさせていただきます。

企業の優遇策につきまして、こんな企業はどうだろうかということで、恐らく早急に前へ進むような努力をより積極的にすべきだというご意向かと推察いたしますが、おっしゃるとおりであると存じます。

私が一宮へお越しいただきたいと考えておりますのは、一宮の境域が余り広くないということがございます。平たん地には、ほぼ住宅、あるいは農地が展開いたしておりまして、余り大規模な企業立地に適する場所がありません。一方で西側の山間部も、これにつきましても、恐らく大規模な工業地域としての開発となりますと、庁内にはさまざまな議論が予想されます。

私といたしましては、工業団地的なものは当面考えていないということでありまして、むしろ、この一宮の環境に負荷をかけない、そして収益性の高い企業にぜひとも一宮にお越しただいて本社を設置していただければというふうに考えております。

例えば、情報関係、IT関係など、そうしたネットの環境を使いながら有効な社会的な意味のあるビジネスを展開していただく、そういった方々に一宮にお越しただけであればというのを個人的には希望しております。

ただ、これにつきましては、さまざまこれから役場のスタッフと協議をして具体的に詰めていきたいというふうに考える次第であります。

いずれにいたしましても、一宮の現況を大きく変改するものでなくて、私どもの地区に対して経済的なプラス効果をもたらしてくれる最も望ましいのは雇用でございますけれども、そうしたことをもたらしてくれる企業をぜひともお招きしたいというふうに考える次第であります。

もう一つのことでございます。未納の税金についての徴収率を上げるべきであるということでございます。これにつきましては、滞納整理といった部分もございまして、ここ数年間、もうとてもお払いいただけないという見通しがある滞納された税金につきまして滞納整理を行いまして、それによりまして、多少不納欠損ということで処理された金額がふえておりますが、一方で確実にいただける部分につきましては、今年度も現年の税金につきましても徴収率が上がっております。これはほぼ全面的に上がっておりまして、税務課の諸君の現場に即した着実な対応によって、いただける方といただけない方がきちんと分別されて、そして、そのいただける方からはちゃんといただく。そして、いただけない方の場合は、もういたし方ないということで、これを不納欠損という形でご負担を取り下げてくださいと、そういうような流れを着実につくっていただいていると私は感じております。

引き続き、税金の徴収につきましては、徴収率を上げる努力を全力で行ってまいりたいと考えております。しかし、ここまででかなり効果を上げつつあるということをご報告させていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 町長、ありがとうございます。

私も何事をするにも財源が必要だと私は思っております。収入をふやすということを考えれば、私も同感です。

町長の公約であります誠実で計画性を持って行政に挑むという選挙公約もありますものですから、それをよろしく踏まえながらよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3点目に移りたいと思ひます。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） 3点目、一宮リアライズについてお伺いいたします。

地方創生事業の一つである一宮リアライズは、町民の方々に理解が少ないように思われる点があります。私もよく聞かれるんですが、あの店は何なんですか、あれはどこで始めているんですか、いろいろ地域の方も言われるんですが、その都度私も自分の答えられる範囲で答えるんですが、やはりこれはきちんとした理解ができるものが必要かなという気がしました。

最近の状況についてお伺いいたします。

1点目、町と設計事務所3社が出資して運営している会社ですが、今までどれくらいの運営会議等開かれているのか議事録の開示をお願いしたい。

2点目、運営されて間もないですが、会社の収支報告はされていますか。

3点目、7月にオープンしましたリノベーションすずみねの近況、賃貸オフィス、店舗の確保はどうなっているでしょうか。

以上のこの3点です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 袴田議員のご質問にお答えします。

1つ目のご質問ですが、一宮リアライズは、設計事務所株式会社オープンA、馬場正尊代表、株式会社エヌ・シー・エヌ、田鎖郁男代表、R不動産株式会社、吉里裕也代表の3社と町とで出資してできた会社でございます。

ご質問の今までどれくらいの運営会議等開かれているのか議事録の開示をお願いしたいということですが、まず昨年9月7日には臨時株主総会、11月21日の取締役会では、商店街リノベーション契約書について、ことしに入り2月11日の取締役会では一宮保育所リノベーション事業計画について話し合われました。また、6月31日に株主総会が開かれ、そのほかミーティングは昨年からこれまで13回実施しています。

しかし、会社法で株主総会の議事録閲覧は株主、いわゆる町長が請求できますが、取締役会やミーティング等の議事録閲覧は、会社の内情を知ることができる重要な情報が載っているため、取り扱いには慎重が求められており、第三者には開示できません。

2つ目の質問の会社の収支報告ということですが、28年度決算書については、企画課に来ていただければお渡しできます。しかし、これも詳細な決算書は、会社の内情を知ることが



できる重要な情報が載っているため、第三者には開示できません。

3番目の7月にオープンしたすずみねの近況、賃貸オフィス、店舗の確保というご質問ですが、現在、店舗には飲食店を出店したいと2名の方が来ておりまして、先日面接をしたところで、詳細な条件を整えばお貸しすることになると思います。

また、お店を出してみたい、教室や事務所、趣味を仕事にステップアップしたいという希望をする方にお貸しする部屋を「チャレンジショップ」と名づけておりますが、二部屋用意しましたが、早速7月から二部屋ともお貸しでき、現在町内の方が会社を設立し、駄菓子屋さん、教室、作品の展示販売などを行っております。

2階には賃貸オフィスが5部屋ありますが、企業や個人の方など問い合わせが来ております。地域とうまく溶け込んでいける方に借りていただくよう、審査しながら慎重にお貸ししていく方針と聞いております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 課長、申しわけございません。ちょっと1点だけ。

ここに、議事録、それから収支報告の件で取り扱いに慎重と書かれているんですが、第三者というのはどこの辺まで入りますか。これは町長もみんな入っちゃいますか。

○議長（吉野繁徳君） 小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 一宮町では、取締役会は、取締役は先ほど言った3名の方が取締役となっております。これは、町が入ると、会社で何かあった場合、金銭等の負担、そういったものが取締役では生じてきますので、あえて監査役ということで一宮町は入っておりませんので、第三者というのは今回町も入ります。ですから、町にも開示できないという内容でございます。

ちなみに申し上げますと、開示できないという何か悪いことをしているとかということではなくて、将来この会社は銀行等でお金を借りるとか、そういった場合を想定した中で、余りこれを議事録を開示しますと、銀行等でお金を貸してくれないというような話も当然出てきますもので、そういったことも含めて開示できないという内容でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） わかりました。私はもう一つは、このリアライズに関して、このすず

みね、そうなんですけれども、これは東京新聞の8月3日の記事でございますけれども、私はこれを見て、ああ、なるほど、こういう仕事をしているんだなというのは見てわかったんですが、まだまだこの町、郡内——まあ、郡内って、まだそこまで広げなくてもいいんでしょうけれども、一宮町の中で知られている部分が非常に少ないんじゃないか。その辺の理解していただくためにも、もうちょっと宣伝効果というのは使っていかなくちゃいけないんじゃないかなという気はするんですが、このまま持続していくのであればです。その辺は検討した上で、今後は町の広報でも何でもそうなんです、細かいことも載せていただくと非常にありがたいという部分があります。

それから、開示ができない部分、町のほうでもチェックというものをきちっとできないという部分はあるでしょうけれども、ある程度町のほうも最初入った会社でございますので、ぜひその辺のチェック体制をとりながら、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4つ目に入らせていただきます。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） 4つ目は、いじめに関する問題でございます。

いじめも、前回の鵜野澤議員から一般質問がありました、いじめでございます。いじめ問題について、再度質問いたします。

私も簡単にまとめさせていただいたものを質問とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

いじめは、当事者だけではなく、周囲の人にも影響が大きいことが証明されています。

いじめは「起こり得るもの」ではなく、「起こらないもの」への意識改革が必要になると思います。

そこで伺います。

1、いじめがあった場合の関係者、それは当事者、加害者・被害者、両方そうです。教育関係者、保護者。会議はどのような体制で進められているのかをお伺ひしたいと思います。

2点目、これは本人たちです。被害者・加害者への心理的ケアはどのようになされているのか。

3つ目、いじめ事案に対して外部からの意見等があった場合、どのように対応しているのか。

4点目、相談窓口の対応は必要ではないのか。

この4点です。お願ひいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） いじめについて、いろいろとご心配をいただきまして、ありがとうございます。

私どもの基本的なところは、全ての生徒がいじめを行わない。そして、児童生徒に対して行われているいじめを認識しながら、これを放置することがない。そのように常に緊張感を持って当たるということを基本として考えております。

ご質問の内容についてでございますが、ご質問のいじめがあった場合の関係者会議などの体制についてということでございますが、一宮町では、町の条例として、いじめ防止対策推進条例、これを制定しております。この制定を受けて、学校いじめ防止基本方針、これを教育委員会で作っております。そして、これをもとにして、さらに各学校ごとに基本方針を作成いたしまして、さまざまな対策に取り組んでいるところでございます。

児童生徒や保護者からの通報や日常の教育相談活動などでいじめを認知した場合、この場合には、まずスクールカウンセラー等を含む学校の生徒指導委員会やいじめ対策委員会において事実確認や聞き取りを行って関係機関との連携、保護者会の実施など支援体制をとっているところでございます。

また、教育委員会では、この状況によりまして、一宮町児童生徒育成委員会というものを招集して対応を協議したり、さらに重大な事案が発生したような場合には、学識経験者や弁護士を含む一宮町いじめ対策調査会というものを招集して迅速に対応するという体制をとっているところでございます。

次に、本人たちへの心理的ケアについてでございますが、これについては学級担任だけでなく養護教諭、そしてスクールカウンセラー、この方が非常に重要な今位置を占めておるところでございますが、こういう方々を含めて全職員で心のケアに当たっておるところでございます。

さらに、これは先ほど申し上げましたが、当事者だけではなく、傍観したり——知らんふりをしたりということです。あるいは周囲にいた児童生徒についても支援を行っているという状況でございます。

3番目として、いじめ事案に対して外部からの意見や指摘があった場合の対応ということでございますが、これも先ほどお答えしたとおり、学校からの通報を受けて、必要に応じて町教育委員会として一宮町児童生徒育成委員会、そしてさらに上部のいじめ対策調査会にお

いて慎重かつ迅速に協議する、あるいは対応していくという方針でまいつているところ  
でございます。

最後に、相談窓口の必要性ということでございますが、まず、いじめは早期に発見して迅  
速な対応をすると、これが最も大事なことでございます。

文部科学省の問題行動調査では、いじめ問題の相談相手として、75%の児童生徒が学級担  
任を挙げております。したがいまして、まず学校の先生方、これが相談の窓口になるという  
ふうに思っているところでございます。さらに、学校では養護教諭、あるいは身近にいる担  
任、そして随時教育相談を行っておりますスクールカウンセラーの派遣等々で児童生徒及び  
保護者の悩みに専門的な見地から相談に応じているところでございます。

このスクールカウンセラーの方は、児童生徒だけじゃなくて保護者の悩み、あるいは苦し  
みについても相談に応じているところでございます。

この件で特に一宮中学校では、東上総教育事務所管内唯一の重点校として、他校では年間  
202時間のところ、倍の404時間のスクールカウンセラーの勤務をお願いしているところ  
でございます。これは、お願いするに当たっては、かなりの努力が必要でしたのですが、現在、  
倍の勤務時間ということでスクールカウンセラーの方々に相談に乗っていただいているとこ  
ろでございます。

また、小学校でございますが、これは県全体の3分の1に派遣しているスクールカウンセ  
ラーですが、県全体で3分の1の学校に派遣されていますが、そのうちの1校に一宮小学  
校を充てていただきまして、スクールカウンセラーの相談に乗っていただいているところ  
でございます。

そのほかにも、24時間いじめ相談とか子ども人権110番など、さまざまな外部相談機関が  
ございますので、児童生徒に周知して対応を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 1から4まで、ありがとうございます。

私、実は、このいじめのない——私、教育委員会の玄関先で非常いいものを見つけたん  
です。これは今、中学校、小学校で使っているかなって気はするんですが、「いじめのない安  
心・安全な教育環境をつくろう」ということで、漫画的に子供たちに知らせてあるんです。  
私は、これは非常にいい資料ではないかなと。これ自分で書き込むようになっているんです。

私は今、道徳教育の中でも、いじめという問題は非常に重視してやっておられるんじゃないかなと私は思っています。私も今、一宮学園を退職してからは相談関係のところは5年ほどいたものですから、5年間の中でいじめの問題というのは非常に大きな部分を占めていました。そして、私は今現在、虐待の子供と一緒にすけれども、いじめを受けて、うちの施設に来ている子供もいるんですが、その子供たちが一番困っているのは、その後のトラウマなんです。要するに、いじめを受けてしまった。いじめを受けてしまった、そのために今度またそれが起こるだろうな。それを取り除いてあげなくちゃいけないんです。その方策を我々は考えてあげなくてははいけない。

ですから、学校でもスクールカウンセラー、養護教諭がたくさんいらっしゃいますけれども、子供と身近に話し合えるのは学校の先生かもしれませんけれども、地域の中にもそういう人たちがいてもいいんじゃないか。

ですから、私は4番の相談窓口というのは、10年ぐらい前になりますけれども、教育委員会にも相談の窓口がありました。田町の宇野先生が担当していました。私も何回か情報交換したことがあるんですが、でも、やはり地元ですから、地元の子供は相談にはなかなか相談には来ませんが、他校から、他方の市町村から、いや、このままじゃ困るからこっちで相談してみようということで相談に来ることもあると思います。私もいすみのほうで相談業務をしたときに、長生村、睦沢であるとか、名前は出しませんが、そういった状況でいじめの問題で相談を受けました。

ですから、あらゆるところに、地域の中にもそういった場所があってもいいな。そして、子供たちがトラウマを生まない。私は1つ困ったことがあったんですけど、これはこの文章を書く前の話なんですけれども、当事者同士の親同士に話をさせればいいのか。いじめを受けた子供、いじめをした子供が親同士を集めて話をすればいいのか。何を言っているんだろうと私は思いました。

それから、いじめに遭った子を転校させればいいのか、そういう話もありました。でも転校であっても、親同士が話し合っても、当事者の子供はそれで気が済むでしょうか。心の中は違いますよね。

私はそういう意味でも、いろんな地域の中でもいろんな根があって初めていじめという問題が解決していくのではないだろうか。ですから、相談窓口は、相談がなくても僕はあいておくべきではないかなって気はしています。

そしてもう一点は、スクールカウンセラーの役割でございます。スクールカウンセラーさ

んは、かなりそれなりの心理的なケアの中で来ていらっしゃるんですけども、本来であれば各学校に1人いてもいいんじゃないか。毎日いてもいいんじゃないか。中学校、今現在の一宮中学校でもそうでしょうけれども、スクールカウンセラーが来ると、決まって子供たちが入ってきますよということも私聞きました。

何かを話をしたい。話をするために、その心理士のところへ行く。それは日常的な、日常的な茶飯事、いじめじゃなくても私はいいいんじゃないか。そういう中で人と人とのつながりを持っているんじゃないか。そういう中でいじめのない環境づくりになるんじゃないか。

いじめはあってはいけないと思っています、私は。ならない環境づくりをするのが、やっぱり町の条例に入れるべきではないかなと私は思っています。その環境づくりをするのが町当局、教育委員会であり、学校であると私は思っておりますので、それにあわせて我々地域の中でもそういった目を確かなものにするために、我々も出しゃばるということではありませぬけれども、一緒に入って考えるような場所を設けるのがいじめ対策の本質じゃないかなと私は思っております。

以上です。よろしく。

教育長さん、今後ともこれは、いじめという問題は続くかもわかりませぬけれども、我々も一緒に、学校、家庭と一緒に地域の中でも考えていきたいということをお願いしたいと思っております。

以上です。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいので、よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○8番（袴田 忍君） もう時間が12時になって、ごめんなさい。

5番目、土壌対策について、これも地域の方とちょっとお話をしたときに出てきた問題なんですけど、これは陣屋通りにありますことで、皆さんご存じだと思うんですが、以前クリーニング店の……、クリーニング店、出しちゃって、これいいのかなという気はしたんですけども、地下水の汚染、それに関して町はどのような対策をしているのか。そして、もう十数年この対策をしているわけですけども、その終着点はどこにあるのか。その点で結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 質問は終わりました。

答弁を求めます。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、5点目の土壌対策についてお答えいたします。

平成元年に水質汚染防止法の改正と千葉県地下水汚染防止対策指導要綱の制定に伴い、茂原保健所による町内のクリーニング店の立入調査が実施されました。

結果、周辺井戸の水質調査を実施した中で、テトラクロロエチレンとトリクロロエチレンの汚染物質が検出されました。

これを受け、平成2年から平成4年にかけて民間井戸の水質調査を実施し、また平成5年から10年までは、民間井戸と観測井戸の水質調査を実施してまいりました。

その後、平成10年度からは地下水汚染除去対策を開始し、現在に至っておるところであります。

平成21年度に実施した地下水汚染除去の結果を見ますと、地下水汚染環境基準値を超過した物質は、テトラクロロエチレンだけとなっておりますが、平成28年度の実施結果では、年々濃度に減少傾向があるものの、12観測井戸中、7井戸でいまだ環境基準を上回るテトラクロロエチレンが検出されております。

このため、今後も引き続き地下水汚染除去対策を継続して行っていくとともに、汚染状況を把握していくことが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） そうしますと課長、望ましいということは、まだまだ終着点が見えないということですね。

○議長（吉野繁徳君） 塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） ただいまのご質問ですが、一応一生懸命対策事業をやっているところですが、現状では、まだ終着点は見えていないということです。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 土壌対策、私も専門的な知識がないものですから、毒素がどうだこうだというのはわかりません。でも、地域の人たちが、住んでいる人たちがこれに関心を持っている、疑問を持っているのであれば、我々議会議員としても、それから町としても、その辺の広報・開示というものが必要になるんじゃないかと思います。

これは私の要望でございますけれども、それをもって今回の質問を終わりにさせていただきます。

きます。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩といたします。

再開は、午後1時となります。よろしくどうぞお願いします。

休憩 午前11時58分

---

再開 午後 1時00分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

---

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（吉野繁徳君） 7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

4点質問がございますが、1点ずつ区切らせていただいでよろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○7番（藤乗一由君） では、まず1点目、防災・避難対策に関する今後の町の取り組みについてお伺いします。

一宮町は、海岸利用や観光だけでなく、町内商店街の活性化にもサーフタウン、これを銘打って、オリンピックを軸に移住定住、これを促進させ、町の発展を目指した事業を進めるという考え方で進んでいるところだと認識しておりますが、ところが、特にその中心となる海岸周辺地域、こちらの防災、あるいは避難、住民の安全・安心といった部分への取り組みが非常に手薄な状況だと考えられます。といいますのは、周辺市町村に比べまして、そういった部分がかなりおくられている状況に現在あります。

3.11以来6年半余りの歳月が流れ、九十九里沿岸沿いの各自治体では、防災・避難対策に関して着々と計画を進め、そして実際に避難施設などを整備するという計画が進行してきています。それらと比較しますと、一宮町の現在の状況、一人取り残されたような感がございます。そうした状況下におきまして、以下のような点についてお伺いします。

1、これまで何度もこの防災・避難、これに関しては質問で取り上げられてきました。先ほどの鵜野澤議員からも、ほかの議員からも、小林議員とか、再三にわたって出てきておりますが、改めまして、地震、津波、その他の災害に対する避難路・避難施設、これは避難山



などの施設という意味ですけれども、こうした計画、実施に取り組む考えが町としては現在あるのかという点。

2つ目としましては、それはいつからどのような形で取り組むという考えなのかと、現状での計画はどのようなものがあるのかという点についてお伺いしたいと思います。

オリンピック開催を見据えまして、道路インフラの整備、これに関しては何らかの形での補助金などといった可能性も考えられ得るのではないかとこのところもございます。避難路を兼ねるという意味も含めて、そうした国から、あるいは県からの補助ないしはネットの優遇策というようなものが考えられるという局面が出てくるのではないかとこのこともあり得ますので、そうした点について、あらかじめ計画というものを考えているのかどうかという点も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

まず、我が一宮町が防災、特に避難、防災避難対策について近隣市町村よりもおくれぎみであるということを踏まえて、地震・津波等の災害に対する避難路・避難施設を策定、あるいは設置する、そうしたことの計画、あるいは実施に取り組む考えというものがあるかというご質問であります。

我が町におきましては、確かに3月11日の大地震、津波、2011年でございますけれども、その後、役場、あるいは保育園など震災、津波関係で懸案の大きい施設がございました。こうしたところへの手当てに忙殺されたということもあろうかと思えます。避難路・避難施設などの設定については、確かにおっしゃるとおり、おこなっている局面にあらうかと思えます。

オリンピックの開催地決定以降、2回にわたりまして当町の防災の視察に県の防災危機管理部長を初め、防災担当の県の幹部職員が来町してございまして、私どもと意見を交わしているところであります。

県道飯岡一宮線沿いに一時避難所となる施設がかなりあるということで、県の立場としては少し安心したという意見もいただきました。ただ、海岸地帯の人口を考えた場合に避難路が不十分であるということ、あるいは現在の一時避難場所だけでは十分と言えないのではないかとこのことご指摘をいただいた次第であります。

また、一宮川堤防のかさ上げ工事、土塁の建設工事といったハード事業、これはかなり一定程度進んできております。場所によっては、かなり土塁が建設されております。

ただ、こういったハード事業には一定の限界があるものですから、今後、自主防災組織の設立の促進、あるいはそれぞれの個人がいち早く高い場所に逃げるため、複数の避難経路を自分で選んでいただくといったこと、そうしたことなど防災意識の向上によるソフト面での防災・減災事業にも力を入れていくべきではないかというご意見を県の方々からいただいております。

私どものほうといたしましては、そのとおりと存じまして、技術面、財政面での援助を要望しております。

したがって、避難路・避難施設などを策定し、また設営していくという考えがあるかということでございますけれども、それはございます。

2つ目、それらはいつからどのような形で取り組む考えなのか、現状での計画はあるのかというふうなご質問でございます。

防災施設に関してどのように取り組んでいくかという姿勢についてであります、これにつきましては、これまでも議員の皆様からご質問をいただいているところであります。

そうした施設の有効性を十分認識いたしておりますんですが、残念ながら、現段階でお示しできる計画が手元にはございません。ただ、継続的に検討を進めておりまして、建設費などの情報は収集いたしております。

今後、町民を交えました検討委員会を立ち上げて協議していきたいと考えております。これは、全体としての津波の避難計画、これも策定が近隣に比べて諸般の事情からおくれておりましたが、これも作業がほぼ終了に近づきつつあります。そうした成果を踏まえまして、全町的なあるべき防災の形を町民の皆様もお入りいただきまして策定していき、それに沿って進めていきたいというふうに考えているところであります。

もう一つ、最後におっしゃっていただきました、今後新しい枠組みなどを使って避難路、あるいは避難施設などの設営に役立てるつもりはあるかということでございますけれども、それは随時そのような新しい情報を把握するのに努めまして、把握するとともに、直ちにそれへ対応をして実現を図っていきたいというふうに考える次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を終わりました。

再質問。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

この防災避難、これに関する計画、これを検討していくという考え自体はお持ちであるということだと思いますが、そういうお話ですが、つい今資料をいただいたところなんですけれども、白子町でも築山の計画があったところを避難タワーに設計変更した補正予算、これを今回組むということが出されるということですが、そういった沿岸の市町村の状況も踏まえまして、最低でも検討の場というものを早急につくっていただいて、いつでも条件が整えば取りかかることもできるというような設定をしていただきたいなというふうに思います。

本年度は一ノ宮駅東口の開設に向けた設計費の一部として3,600万円という多額の設計費の一部ですけれども、これが支出されておりますけれども、そうした利便性のところに突出して多額の予算を支出して、一方で住民の安全に対する部分に手を抜くというのはちょっと言い過ぎかとは思いますが、ためらうというような状況では、これは町の姿勢として考えていただかなければいけないのではないかという状況だと私は思っております。

既に白子でもそういう状況ですので、近隣市町村、九十九里沿岸の市町村では既にでき上がったり、取り組んだりしているわけですので、改めて申し上げますが、早急にそうした場を設けていただいて、町全体の総合的な計画、どういう順番で設置していかなければいけないかということを検討していただきたいと思います。

また、最終的には、これは予算、お金のかかることですので、予算組みが可能かどうかというのは、改めてこういう場で検討しなければいけないわけですが、計画がないものにはどうしようもないわけですから、その点のところを改めてお願いしたいと思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のおっしゃることに異存はございません。

○議長（吉野繁徳君） 以上です。いいですか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

それでは、住民を交えたという形にもなるかどうかわかりませんが、できるだけ広く意見を集めて進めていけるような場を早急に設けていただきたいと思います。

2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は、オリンピック開催をにらんだ中で、先ほどの質問の中のお答えにもございませ

たが道の駅開設、これについてお伺いいたします。

オリンピック開催後にも、町やこの地域に役立つ施設整備に関して、いろいろ意見が出ていると思いますが、道の駅についての話がよく挙げられます。それに関しまして、次の点についてお伺いしたいと思います。

今回、オリンピック開催がチャンスであるという意味で言われておりますが、まず1つ目として、道の駅の設置の計画、考えはあるのかという点。これは先ほどお話もございましたが、改めてお伺いします。

2点目としまして、その場合、これはどのような形、どのような施設といったものを想定しているのかということです。

3つ目としまして、道の駅は実際には建物があるだけでは成り立たないわけで、それなりに目的が設定されています。総合計画の中でも、その意味づけが取り上げられていますけれども、昨年度実施されましたサーフォノミクス調査、この資料をいただきまして拝見したところによりますと、観光客の入り込み数60万人ということで、これはほとんどサーファー客だという設定で来ているようですが、経済効果が32億円ということになっています。32億円というのが、それなりに妥当かどうかというのは、ちょっとここでは難しいところだと思いますが、ただ、その中身を子細に見ますと、サーフィン客のお金の使い方、購買意欲、こういう感覚を数字で見ますと、お金を使うという感覚がほとんどないと。サーフィン客一般を全部一くくりにして言うのは失礼かもしれませんが、そういう方が非常に多いというようなデータになっていると私は認識いたしました。

普通一般に、サーファーはお金を落とさないんだよと町民の方々が言っているのを証明されたような形になっているなというふうに見えます。要するに、サーファーの方たちの多くは、余りお金を使わずにサーフィンだけして帰っていく。

そうすると、サーフォノミクス調査の中で、じゃ、それを対象に何を売ったらいいのかというようなこともさっぱりわかりませんし、どのようなプレゼンをして商売をしていったらいいのかということもわかりません。

道の駅が成り立つためには、建物だけじゃなくて商品が非常に重要です。しかも、その商品をどういうコンセプトで売るのかと、どういうコンセプトの商品を並べるのかということが、さらにそのベースとして大事な部分だと思います。

そうすると、建物をつくる計画だけでなく、商品開発ということとを並行して、むしろ、そっちのほうを先にしなければいけないのではないかというふうに考えられます。

ただ、道の駅のためということだけでなく、一宮の農業ですとか産業を振興させていくためには新しい商品も開発したり、売り方も考えたりという部分。商品のラインナップもそうですけれども、そうしたことが道の駅のためと言いながらも、決してこれは無駄になるものではないと思います。

そういったことを含めまして、計画の中で商品をどうしていくのかということについて、3つ目お伺いしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 藤乗議員のご質問にお答えします。

道の駅設置の計画、考えはあるのかというご質問ですが、結論から言いますと、あります。町の総合計画で、第2章「地域と生活」の中の第5節「地域産業」の1、農業の中に「交流拠点の整備」と称して、道の駅について次のようにうたっています。

「一宮町のブランド野菜や果実、農産加工品等をそろえた直売機能を核に、農業経営者と住民との交流機能、料理教室等カルチャー機能、本町の農業情報収集と発信機能、農業学習機能、総菜、加工品等商品開発機能等を複合した人・物・情報の行き交う特色ある地域拠点づくりを促進します。拠点整備には既存の公共施設等の活用を検討しながら、官民連携して取り組みます。」と記しております。現在、町では実現に向け動き出しています。

2番の、それはどのような形を想定しているのかということですが、まず国土交通省に申請し、道の駅の登録をすべきと考えます。登録することにより情報発信、カーナビ登録など、さまざまな特典が得られます。

そのためには、道の駅の登録に必要な条件を備える必要があります。国道、あるいは県道に接していること、駐車場、トイレ、道路、地域に関する情報の提供等を備えることなどがあります。

しかし、どのような施設で、どのような機能を持たせ、どのように運営していくか、また場所、運営者等は、現在白紙の状態です。

現在、道の駅について役場内で検討を始めたところで、場所についても目安をつけており、今後、県と協議してまいりたいと考えています。場合によっては計画作成のため、予算も必要になると思いますので、そのときが来ましたらご相談申し上げますので、よろしくお願いいたします。

3番の関係でございます。

もし、道の駅をつくるのであれば、何を商品として、どのような中身をつくっていく考えなのかということですが、先ほど言ったとおり、まだ白紙状態であります。

ただし、道の駅として多くのお客を集めているところを見て感じることは、お客を呼べる品物、例えば、ワラビ、タケノコ、セリ、三つ葉、山芋、クリ等季節を感じるものや、珍しいもの、また海鮮物等を置いて、焼いたりして食べられる場所を用意しているお店などが人気ようです。

今後、道の駅に関係する団体や人を集め、協議・検討していくことが急務と考えます。道の駅に多くの人を集めるには、魅力ある商品を常に並ばせなければなりません。そのためには、まず人材の育成であり、これはたとえ道の駅がなくても将来に向けて一宮町に必要なことであり、早期に取りかかりたいと考えています。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

再質問。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 藤乗です。

考えはあるということですが、まず最初にどこに設置すべきか、どういうものかということも問題で、これが一番大きくクローズアップされるわけですが、設置するという方向で考えた場合に、オリンピック開催が3年後という中で計画作成そのものが急がなければ全く意味がないということになると思います。

ですから、この計画そのものをいつまでにつくるのかと。計画ができてから用地や建物ということになるわけですから、計画そのものはいつまでにつくるのかということをお伺いしたいと思います。

そして、建物だけではない商品としての中身の問題ですけれども、農産物とか加工食品とか魅力ある商品が1年中切れ目なくあって初めて成り立つわけです。例として挙げさせていただいたようなセリや三つ葉やクリといったような一時的な季節商品が一部あるだけでは、これは成り立たない。そうすると、商品として幾つか条件が考えられると思いますが、私が考えた中では、まず商品は、そもそも当然一宮の産品が中心でなければ意味がないと。

2つ目として、トマト、梨、メロンというのが一宮の主力の農産物として挙げられますけれども、実際にはそれだけあってもお客さんを集めることはできないわけです。当然、端境期もありますし、季節も限られてきたりします。

そして、特色のある商品が集客のためには当然必要だと。集客の目玉となるような商品のコンセプトがなければ、それに沿ってつくっていかなければ無理であろうと考えます。

4つ目として、品ぞろえそのものも多品種多品目という必要があると思います。

そうしますと、次に農業、これが商業や観光など地場産業そのものを育成しながら振興させていくというような考え方を、そういう商品をつくっていくと。さらに、地元の人たちにも、近隣住民にも魅力のある、集客力のあるものでなければならないというようなことが、ざっと考えると出てくると思います。

そうしますと、実際にはこうした商品開発のほうが建物の計画よりもはるかに時間がかかるはず。加工食品の場合には、それほど時間はかからないと思いますけれども、農産物の場合には、これを最終的に農業を6次産業化まで持っていきたいということを考えると、地元のもの、特色のあるものをつくっていかなければ、育てていかねばいけません。

1つの考え方として、例えば、無農薬や低農薬の農産物のラインナップを1年中取りそろえるというふうなコンセプトであったというふうに想定します。そうすると、一宮ではトマト、梨、メロンは集中的にやっておりますが、いろんな葉菜類ですとか根菜類ですとか、多品目をそれなりに集めるということができません。しかも、無農薬、低農薬といったような栽培をしている方は、ごくごく限られた方しかいらっしゃらないので、例えば、ちばエコ農産物のような低農薬のもの、あるいは無農薬のオーガニックの農産物を育てるために、町でそういう農作物の作付を奨励するような制度、補助金の制度といったようなものを設けて、一定のレベルとか、一定の品質のいろんな種類の農作物を育てていくというようなことを想定すると、これは3年ぐらいではできない可能性が高いですね。そうしたことも含めて、早急に計画をつくらなければいけないのではないかというふうに思います。

そこで、先ほどに戻りますが、この計画そのものをいつごろまでにつくるつもりなのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） いつまでにつくるかということでございます。

私といたしましては、確におっしゃるとおり、早期に計画の作成が必要であるということで、遅くとも平成30年度中、来年度中に計画を作成いたしたいと考えております。

これは、オリンピックという1つの追い風がありまして、それにかかわって道の駅というのも話題に上りやすくなっているということはおっしゃるとおりであります。

ただ、その中で私が考えますには、これも藤乗議員もお考えは一緒だと存じますが、オリンピックのレガシーとしてオリンピックの後にも、きちんとこれが運営されるようなものでなければならないと思っております。

そうしたものとして今おっしゃっていただいた商品開発、これについても私も大きな課題だと思っております。先ほど袴田議員からご質問いただきましたときにも、少々私のほうからお答えを申し上げたわけでございますけれども、農家の皆さんなどで新規商品の開発に取り組んでいらっしゃる皆様もいらっしゃいます。そうした方々のお力添えもいただきながら、できる限り魅力的な産品をきちんと並べていけるように計画をつくってまいりたいと思っております。

再度申し上げますけれども、時期といたしましては30年度中に作成したいと考えております。また、今、藤乗議員からおっしゃっていただいたような課題につきましては、私どもも大事な課題として受けとめさせていただきたく存じます。ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 藤乗です。

早急に計画づくりに取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

この道の駅に関しましては、睦沢町の例、ご存じだと思いますけれども、商品、品ぞろえに非常に困っているというところが非常に多くあるわけです。いろんな加工品だとか、農産物とか、一宮でも考えられますということではあるんですけれども、すぐ隣接したお隣の状況がそういう状況ですので、似たような形になりかねないということも想定した上で、実際にどんな状況で、どんな商品を扱ってというようなことも含めて、情報収集、調査、データ収集といったようなことを、まずきちんとその組織をつくって、計画をつくっていくという以前の段階でそうした情報をきちんと集めていただくという必要があると思います。どうしてもそういったところが一宮町、いろんなイベントを行ったり、事業を行ったりするときに手薄になってしまうというふうに私は思えますので、その辺のところからしっかり取り組んでいただかないと難しいのではないかと考えます。よろしく申し上げます。

それでは、3つ目の質問のほうをさせていただきます。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○7番（藤乗一由君） 3点目は、町の公共建築物、施設、これについてです。

今後、町が整備、あるいは建てかえ、こうしたことに取り組むべき公共建築物や施設、イ



ンフラ等も含めてですけれども、これについてお伺いしたいと思います。

今現在、アンケートも終了した一ノ宮駅東口開設、これが大きくクローズアップされているために見落とされているというように思えますが、町の財産でもある公共建築物や施設の中には、近いうちに大規模改修、あるいは改築、これを余儀なくされるようなものが幾つもあると考えられます。

こうした建築物やインフラ等多額の予算を必要とすると思いますが、それらに関しまして、以下の点についてお伺いしたいと思います。

1つ目、今後5年、10年、15年、あるいはそれ以後に建てかえ、あるいは大規模改修が必要とされるものにはどのような施設があって、その時期はいつごろと想定されているのかと。詳細については、また改めて一覧とかということになると思いますが、ざっとその辺のところをかなり長期のスパンも含めてですけれども、ご紹介ください。

それと2点目、それらの事業に取り組む場合には、実際には、どのくらいの予算を必要とすることが考えられるのかと。現時点で概算ということになると思いますが、その辺をお話してください。

3つ目に、建てかえ、あるいは大規模改修をした際に、補助金の制度ですとか、起債に頼まなければならないのかと。あるいはそれが可能かどうかという点についてお答えください。

最後に、ここで提示された施設、こうしたものの、どのような順番でどういうふうにしていくべきなのかということも含めた大まかな計画、こういったものが町としては現時点であるのかどうか。あれば、それについてご説明いただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 今後、町が整備、建てかえなどに取り組むべき公共建築物、公共施設についてということでのご質問をいただきました。

まず、総論でございますけれども、高度経済成長期以降に集中的に整備されましたインフラが今後一斉に老朽化をしてまいります。そういう現象が全国的にございますので、国は新しくつくることから賢く使うことへ重点を移すということで、平成25年度にインフラ長寿命化基本計画を策定いたしましたわけでありまして。そこから、平成26年4月22日付で総務大臣より通知がございまして、全国の自治体では、公共施設等総合管理計画を策定するように要請がございました。町はこの要請を受けまして、平成27年度、28年度で管理計画を策定いたしま

したところでございます。

この計画は、今後40年間を見通した中で、現状のまま管理していく上で、どのくらいの経費が必要で、どのようなことを検討していくべきかという管理計画であります。当町の建物につきまして10年ごとに分けますと、築20年以上の建物の割合が80%であります。築30年を超える割合になりますと60%となります。半分以上において大規模改修、あるいは改築といったことに必要な経費が計算されなければなりません。

経費的には、建物等で54億円、道路・橋梁を含んだインフラ関係で104億円、集落排水処理施設及びポンプ場を含む下水道施設等で59億円、総額で217億円と算出されております。今後、その施設を使用していくための維持管理費と利用度から継続、統合、廃止など必要性を考慮して対策を講じていかなければならないという状態にあります。

これがまず総論としての今後整備、建てかえなどに取り組むべき公共建築物、公共施設についての町における検討の全体でございます。

その上で、今、1番のご質問、今後5年、10年、15年、それ以後に建てかえないし大規模改修が必要とされるものは、どういったものがあるかということでございます。時期はいつごろと想定されているか。今後の建てかえ、大規模改修が必要な施設とその時期につきましては、まず現在でも大きな維持管理費を要している一宮中学校普通教室棟南側校舎が2021年度に法定耐用年数に達します。続きまして、中央公民館が2023年度に同じく法定耐用年数を迎えます。今後のメンテナンスに多少左右されますけれども、2020年代におきまして、現在のいちのみや保育所、また旧一宮保育所、G S Sセンターのアリーナにつきましても同様に点検が必要となってまいります。

2番、3番、どれくらいの予算が必要と想定されているか。総額につきましては、先ほど申し上げましたが、また3番、その際に補助金の制度はあるか、起債は可能かといったお話でございますけれども、そうしたご質問でございますが、お答えを申し上げますと、校舎の建てかえ、まず中学校の普通教室と南側校舎、校舎の建てかえ等については、金額を補修ということで算出しておりますが、大規模改修、あるいは新築の予算は、現在のところ算定しておりません。一部改修の費用は出しておりますが、大規模改修、新築については、いまだ金額を算出しておりません。

補助金等の制度につきましては、大規模改修では3分の1、新築では2分の1と改修方法によって変わりますが、補助がございます。また、起債は借り入れ可能となっております。現段階で、この中学の校舎になりましては、ふぐあいとなっている部分の一部修繕だけでも

多額の費用が見込まれます。そこで、いわゆる大規模改修、あるいは新築という判断になるかと存じます。

続きまして、公民館につきましては、これは起債のみでの対応となります。補助金がありません。大規模改修費として2億3,000万、同規模の新築の場合5億9,000万という概算が出ております。

続きまして、4番目のご質問、整備事業の全体の計画はあるのかというご質問でございますけれども、公共施設全体の整備計画ということではありますが、個別にはポンプ場関係の管理計画がつくられております。我が町にはポンプ場が大変多うございます。この全体の管理計画がございます。ただ、町全体の計画は目下ございません。今回、現状が正確に把握できましたので、今後、町全体の計画を策定するほうに進んでいきたいと考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 以上、答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 藤乗です。

今お答えいただいたわけですが、町では、近年の建設関係、これの事業費がこの近年で平均すると6億円余りということになっているそうです。これを単純に充当できるなら、先ほどの40年間で217億円の経費を必要とするということは、40で割ると5.4億円余りですので、賄えるということになるわけなんですけれども、実際のところはそんなに単純ではないと思われまして。福祉関係の予算ですとか、国保の負担増ですとか、いろんなまだ考えられないような不測の負担増も想定されます。また、何よりも、この6億円という建設事業費が建築物とかインフラですとか、これの維持管理費に充てられている部分、あるいは部分的な補修に充てられている部分というのが、ほとんどであるというふうになっているわけです。そうしますと、新規に建てる、改築する、あるいは大規模改修をするということに充てられている部分は、これまで非常に少ないので、新たにこれから5億円余りというような負担というのは実質上は難しいということになります。当然、起債なりというような補助金に頼るというようなことにならざるを得なくなるわけです。

その相当な割合が不足分となるということ、可能性が高いということを前提にさせていただきまして、先ほどの答弁の中にもちょっとございましたが、本当にその施設が必要なのかどうなのかということ自体も、この町の予算から考えて、考えたら継続、あるいは施設自体

を統合していく、廃止するといったようなことを含んだ計画もあるべきだというお話もございましたが、そういった点も含めた幾つかのケースに分けたようなシミュレーション、これをしていくべきではないかなと。何十のシミュレーションということはできないと思いますので、町の施設として町民がどのように使っていくかという考え方に基づいて、二、三のシミュレーションをして、それに伴う経費負担がどういうふうに変わっていく可能性があるかということをつくった上で今後の町の計画も考えていくという必要があると思います。

これにつきましては、具体的な建築設計をするわけではございませんので、東口にかけたような概算設計費の3,600万というような多額の費用を必要とすることではなくて、おおよその経費としてこういうことが考えられるというものを役場内、あるいは専門家の方も交えたような意見をお聞きしながらつくっていくということによって、1つとしましては本当に東口できるのかというようなことも検討される材料になるのではないかなというふうに思います。

それによりまして、今後、町の財政負担にどう変わっていく可能性があるかということも見てくるわけですから、その辺のところを早急に検討する場を設けるべきではないかなというふうに考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 今後の負担を考えながら、統廃合なども見越しながら幾つかの選択肢をつくって、それぞれの費用を算出したモデルをつくっていくのが必要ではないかというお考えかと存じます。私も、それは大変いいアイデアをいただいたと存じますので、今後、私どものサイドで受けとめさせていただければというふうに考えます。

先ほどの3,600万の件がございましたが、1つ、これはもう既に私どものほうで差し上げたとおりでございますが、その大部分が東口の設営にしか使えないご寄附のお金でございましたので、他のところに振り向けられるものをそちらに支出したということではないということについては、改めてそこを押さえておいていただければと存ずる次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 東口という話もついでに私も申し上げさせていただきましたが、これは金額もさることながら、利便性を優先するのか、住民の安全・安心へのコスト負担がそれ

によってためられるのかというようなことも、つり合いを見られてしまうということになりかねないわけです。もう一つとしましては、学校ですとか公民館のような施設、GSSのような施設というものの場合に、教育的なという部分も含まれておりますので、教育の部分にどれだけかけるべきなのかと、利便性なのかというところも一方で見られるわけです。そうしたことも視野に入れながら、早急に検討していただきたいと思います。

実際お伺いしますと、こうした将来的にどういうふうな建設費がかかるかということは、これまで想定したことがないというふうにお伺いしましたので、より詳しい部分での検討と情報を整理していくということをしていただきたいと思います。意見として申し述べさせていただきます。

それでは、4点目のほうに移らせていただきます。

○議長（吉野繁徳君）　お願いします。

○7番（藤乗一由君）　先ほど袴田議員のほうからもございましたが、学校でのいじめ問題、これへの対応に関する、前回6月の鵜野澤議員からの質問にございました町田教育長の答弁について、私自身非常に気になる部分がございますので、お伺いしたいと思います。

本年6月議会におきまして、鵜野澤議員からの一般質問に対しまして教育長の答弁の中に今申し上げたような、私としまして大変違和感を感じるようなご答弁がございましたので、改めてこの真意についてお伺いしたいと思って挙げさせていただきました。

鵜野澤議員の質問としましては、「いじめ対策はどのようになっているか」というような質問でございましたが、これに対して、「いじめは必ず起こると認識している」というところから始まるようなご答弁だったと記憶しております。残念ながら——非常に残念ながら私は思うんですけども、この言い方を例えば、いじめの被害を実際にお受けになったお子さんや親御さん、こういう方がお聞きになりますと、常にそうしたことへ不安を感じているというところがあるかと思えます。そうしますと、「必ず起こる」という言い方をされてしまいますと余計不安、あるいはまたかというような感覚で、そういう思いになってしまうのではないかとということを心配したわけです。

そうしますと、私から見ますと、これはそうした保護者やお子さんたちへの思いやりにちょっと欠けるのではないかと、気持ちを逆なでするような形になりはしないか、不安をあおるようなことになりはしないかというふうに思えたわけです。

議会答弁ですので、よそ行きの言葉でということになるとは思いますけれども、そういう場のほうが多いかと思えますけれども、教育の現場にかかわる学校、先生方もそういうつもり

でいるのかというふうに思われてしまいかねないという不安が私にございました。

そうした大勢の皆様への発信となっているようなものでもありますし、内容も微妙なものです。ですから、表現の部分におきましても、特に思いやりを持った発言に努めていただきたいというふうに考えたわけです。それにつきまして教育長のほうのご存念、お伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 大変ご心配をいただきまして申しわけないと思っておりますが、私のいじめに対する考え方ということについて、再度答弁をさせていただきます。

まず言えることは、いじめの対応が社会の変化とともに非常に複雑化しております。LINEなどを中心にしたSNS、それからインターネット等を使ったいじめ、これはなかなか把握しにくい状況もありますし、複雑化し、さらに潜在化しており、拡散しやすいというような状況があって、私どもとしては非常に深刻に捉えているところでございます。私としても、「もういじめはございません。ご安心ください」というふうに言いたい、ここまで出ているんですけども、現実としてはなかなかそうはいかないということがございます。

そこで私どもは、いじめは絶対に許さない、それをまず決意として持って臨んでいるところでございます。ただ、私は実はこの生徒指導とかいじめに関しては、昭和63年からずっとかかわってきておりまして、約30年間の間に1年度たりともいじめがゼロだったということは全国的にはないわけでございますが、しかも、最近の全国で起こっている非常に痛ましいいじめの実態というものを考えますと、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るというふうに受けとめざるを得ない状況があるというふうに思っております。これは私の認識ですが、そういうふうに思い、危機感を持っているところでございます。

そういうようなことで、「いじめがないんだ」ということを言うことは簡単ですし、学校の先生方も、「ああ、もういじめがないんだ」ということで安心して臨むということのほうに精神的に非常に穏やかになれるのではないかというふうには思いますが、例えば、いじめがないというようなことを前提にして、例えば、教室、廊下なんかで二、三人の子供たちがふざけ合っている。ああ、いじめがなくて、ほほ笑ましくふざけ合っていていいねというふうに思うのか。いや、そうじゃなくて、ちょっと待てよと。あの3人が今ふざけ合っているのは、もしかしたらいじめではないのかなと、そういうような細心的な注意を払って、いじめを事前に取りやめるような対応をするのが得策なのかというようなこと、これは非常に大

事なことではないかというふうに思います。これを単なるふざけ合いだというふうにすると見過ごしてしまっていて、大きな事案になってから発見されるということが、これ実態としては全国にもかなりあるわけございまして、我々としては、いじめというのはいつか起こるかもしれない。だから、ちょっとしたことでもアンテナを高くして実態を把握しよう。というような考え方で、教育委員会も、学校も、子供たちも、保護者の方も、あるいは町民の方も臨んでいただきたいなというふうに思っているところでございます。

今申しましたように、そういうようなささいなところから早期発見、そして迅速な対応ということが最も大事です。日常の中では、常に緊張感を持って、いじめ対策に取り組んでいくということが、これからも——今までもやってきましたし、これからも重要だなというふうに思っているところでございます。それはご理解をいただきたいなというふうに思っています。

学校では、先ほど袴田議員のご質問にもお答えしましたけれども、教育相談とかアンケート等を通じて、ささいな兆候があっても積極的にそれを認知して迅速に対応するというようにしているところでございますし、教育委員会でも一宮町児童育成委員会を組織して、学校、地域、家庭が協力して当たり、温かい目で見詰めていくということに努めているところでございます。これは、対応としての重要な部分ではないかなというふうに思います。

もう一つ大事なことは、子供たちの心の中に、いじめはしないんだ、いじめはよくないんだというようなことを教育的に教えていくということが、これは非常に大事なことじゃないかなと。これは授業の中、例えば道徳とか、特別活動とか、さまざまな教育活動の中で、そういうようなことは人間としてあってはならないんだよというようなことを教えていくと。それが実態として生徒の心の中に定着していくというような対応をとるということも非常に大事だということで進んでいるところでございます。

なかなかいじめ根絶というのは難しいということ。特にこれからインターネットを通してのいじめというのは、非常に深刻になってくるんじゃないかなと。これは学校も、我々もなかなか把握できない。非常に深刻な状況になってから、それが表面化してくるというようなこともあるので頭を悩ませているところでございますが、できることならば議員の皆様からお知恵を伺って対応してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

再質問。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 再質問でなく、意見を申し述べさせていただきます。

ここで申し上げた、図らずも対象になってしまった方に対する思いやりということをお願い申し上げますけれども、実はもう一つ、趣旨として申し上げたいことがございます。

先ほどの回答の中にもありましたけれども、この言葉自体が拡散してしまって、下手をすると、町の信用さえ落としかねないということにもなり得るということです。

よくありがちなことですけれども、新聞の記事なんかでも、大きな見出しは読んでも、中身はよく読んでいなかったと。見出しに書かれているのが全てかのような印象を受けてしまって誤解をするというようなケースが多くあります。

つい先週ですけれども、これはいじめではないんですけれども、石川県のかほく市というところで独身税というのを設定するというような記事が載っていたと。実際にはそうではないんですけれども、住民の方の意見で、子育てママの一人が、結婚すると生活レベルが下がってしまうので、独身の方にもご負担願えるような制度はないものかというようなご意見があったというのが、市と住民との交流の場であったというのが記事に載って、それはママ課という組織なんですけれども、市の組織ではありません。あくまでママ課で独身税提案と。そうすると、市が独身税を提案しているかのようなイメージになる。

記事そのものを、中身を読めば、そんなことではないんですけれども、中身を見ずにそういうふうになってしまった場合、これは残念ながら、教育長の冒頭のお言葉でしたので、見出し、タイトルにほぼ等しいようなことになってしまうので、そのお言葉が一宮では日常茶飯事なのかというようなイメージを与えてしまった場合には、これは町そのものの信用にかかわることになってしまう、そういうおそれもあると。その辺のところも十分に認識した上で、こういった場での答えもお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大変、現在の世情の中では、今おっしゃっていただいたような断章取義的な解釈というものが流通するという危険は確かにあろうかと存じます。したがって、私どもも発言には重々気をつけなくてはならないと存じます。

ただ私が、教育行政につきましては、教育長の統括下にある教育部局の専管でございまして、町長はそのサポート役にすぎないわけでございますけれども、おっしゃっていただいた趣旨としては、こちらの警戒感を高めて、常にどうした形であれ、いじめの芽が出そうなど



きに、それを的確につかんで処置をすると、そして平常に一刻も早く復すと、そういう趣旨からおっしゃられたものと存じます。

したがって、議員の皆様におかれましても、どうぞこの趣旨をお酌み取りいただきまして、何らかの断章取義的な誤解が生じそうなどときには、ぜひとも皆様からお口添えをいただければ大変ありがたく存ずる次第でございます。

一宮町全体として、むしろ、そういう気持ちで取り組んでいると。どんな小さい芽も見逃さずに的確に対処する、そうした意識でやっていますよということで、どうぞ皆様にご案内をさしあげていただければ、ありがたく存ずる次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 意見に関するの答弁は終わりました。

藤乗君のほうは、いいですか。

以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

会議再開後1時間たちますもので、ここで15分程度休憩をさせていただきます。

休憩 午後 2時01分

---

再開 午後 2時16分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（吉野繁徳君） 3番、渡邊美枝子君の一般質問に入ります。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

私は、介護保険の問題、総合事業に移ってしまった介護について質問いたします。その前に、1問ずつでお願いいたします。

介護の問題。

ことし5月26日に、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」というのが成立しました。介護保険法を含む31本の法を一括法として提案され、具体的な内容の多くを政省令というものに委ねるというものでした。

政省令とは皆さんのほうがよく知っていらっしゃると思うんですけども、ちょっと私のほうは余り見たことがないんですけども。

しかも、その採決方法というのが強行採決だったものですから、ラジオのニュースで一言だけ放送されただけで、内容も審議されていない。ですから、ちょっとよくわからない法律だったんです。31本の法が1本ですから、わかりませんが。

私が別の資料で調べたことの中に、訪問介護の生活援助の見直しというのがありました。訪問介護のうち、生活援助に特化した担い手を別に養成し、その対価となる介護報酬を低く設定するといった内容でありました。

生活援助の専門性、これは生活援助という要支援1・2の方に対するサービスの生活援助、洗濯とか炊事とかそういうサービスです。この専門性を否定して大幅な切り下げを狙うものです。と同時に、これは総合事業の基準緩和サービスBとほぼ同様の内容でもあり、本体給付にこれを組み込むことによって、基準緩和型サービスを中核に据えた総合事業を推進していく方策であると考えられるとも言われています。こう言っているのは、全日本民医連の林 泰則氏ですが。

これに相当する国のあれを見つけたんですけれども、ネットでちょっと見たんですけれども、生活援助等、比較的専門性を要しないサービスについては、経験の少ない人材やボランティアに担ってもらい、専門性の高い人材は重度者への対応を中心に行うべきとの指摘もある。生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和や、それに応じた報酬設定については、平成30年度介護報酬改定の際に検討が行われる見通しであるというのが厚生労働委員会の調査室で出している資料でした。

そういったことを踏まえまして、総合事業について移行する前から私は疑問を抱き、2014年12月から2015年12月議会にかけて、角度を変えた質問を何回かしてまいりました。あの時点では、要支援1・2の方は現行相当のサービスが受けられ、事業所には現行の単価が保障されるといった、そういうふう聞いておりました。

また、担い手となる事業所やNPOがこの近辺にはないということで、そういう移行ができないって、サービス、緩和型に移れないということを伺っていたんです。

そこで伺うんですけれども、総合事業はあれから現行相当のサービスと単価で続いているのでしょうか。何か変わったことがありましたらお伺いいたします。教えてください。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまの渡邊議員からの介護予防・日常生活支

援総合事業への移行状況についてお答えをいたします。

介護保険制度改正に伴い、平成28年3月、長生郡市7市町村が同時に総合事業へ移行し、現行相当サービスとして今までと同様のサービスを提供してまいりました。

現行相当サービスは、利用回数を問わず月額で利用料が決まっていたましたが、利用者の負担軽減や状況に応じ、利用時間の細分化や単価設定をすることにより、今まで以上に利用しやすく、要支援者が日常の生活機能の維持・向上することを目的とし、町独自単価による訪問型サービスAに移行することといたしました。

それまで要支援者が利用していた5カ所の訪問介護事業所と協議した結果、3事業所が受けていただくことになり、平成29年4月から実施しております。

訪問型サービスAとは、身体介護を含まない生活援助のみ利用する方のサービス提供であり、7月現在でございますが、要支援者のうち訪問型サービスAに移行できたケースが18名、身体介護などが必要であり利用者本人の状況に応じ移行することができず、現行相当サービスを継続しているケースが4名でございます。

訪問型サービスAは、介護の有資格者に加え、一定の研修を修了した方でも実施できますが、現在指定している3事業所、一宮町社会福祉協議会、もう一つがホームケアリブコースト一宮、ヘルシーサービス茂原営業所、この3つでございますが、これにつきましては、介護有資格者がサービス提供を行っております。

今後は、社会福祉協議会において訪問型サービスAの担い手養成研修の検討や、利用者の負担軽減や地域における日常生活の支援体制の充実が図れるよう、サービスの多様化の推進に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） それでは、ちょっと再質問させていただきます。

単価設定というのは、一応10円だったものが9円になったとか、そういうことですね。それで、利用時間の細分化ということですが、これはどういうことか、ちょっとお答えいただきたいんですけども。

○議長（吉野繁徳君） 答弁求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、再質問のほうへお答えいたします。

総合事業に移行したサービスのうち、現行相当サービスを利用する要支援1の場合は週2回、要支援2の場合は週3回を上限として利用料は月額で定められています。しかし、訪問型サービスAの利用時間の基準については、一宮町訪問型サービスA実施要綱の規定によりまして、利用者の支援状況に合わせて20分までのサービス、40分までのサービス、60分までのサービスと3段階に分けて要支援1の場合は原則として月8回まで、要支援2の場合は月12回までとし、今まで以上に利用しやすく、日常生活での心身機能の維持回復、生活機能の維持・向上を目的として実施をしております。

今後も利用者の自立支援の観点からサービス提供の改善状況を踏まえ、効率かつ柔軟な対応により支援を行ってまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。どうも答弁ありがとうございました。

利用時間、利用回数が少なくても利用者が大丈夫ということでしたらいいのですが、これ利用回数もふえているということなんですけれども、利用回数がふえると、やっぱり負担もそれなりにかかってしまうので、利用者のほうで回数を減らしたりということをするようになかったら、それはそれでいいとするしかないんですけれども。でも、そうなってしまうと、今度は介護が自己責任だったころに戻ってしまうんです。

それにしても、長生郡市では、これは先行例と言うべきものかと思われま。ほとんどのところが事業所がないとかという理由でできないんです、この緩和型というのが。

こうしたことは賛否両論あるわけなんですけれども、今はちょっと何とも言えません。何事にもよいところと悪いところがあるのは当然で。

ただ、安心な点といたしましては、今までの事業所が行っているということと、専門職が行っているということなので、あとはもっと本当は利用時間が必要になったときには現行相当サービスで、その中でやったほうがいいのかという気もするのですが。だけれども、これはまだ結果を見てみないとわからないんですけれども。

それで、これは1回、何回か、使う回数ごとに今度はお金を払うという形ですね。今までは、何回まで利用して、その範囲の中で決まったお金を支払っていたという形で、利用料1割か2割ですね。

高齢者というのは、家の中での事故が多いんです。利用時間や利用回数をもし無理に減ら

すようなことになっては、これは危険なんです。例えばですが、人は目まいがちょっとするだけでも真っすぐ歩けなくなるんです。

3年前の2014年12月議会で私が初めて行った質問の中に総合事業のことをしたんです。総合事業の移行によって介護の質の低下はないのか、介護の専門職の待遇の低下はないかという質問をいたしました。

○議長（吉野繁徳君） 渡邊君、恐れ入ります。再質問の答弁終わっておりますもので、簡潔にお願いします。

○3番（渡邊美枝子君） これは要望です。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。

○3番（渡邊美枝子君） そのときの答弁では、「移行により介護事業以外が介護事業に参入することになるが、周辺にはそのような事業所はなく、介護の質や専門職の待遇の低下はないと考える」ということでした。でも、移行したことによって介護職の方に支払われる賃金の低下は、もうこれで決まりですね。

それで、「総合事業ではサービス単価10円が維持できるか」という質問をしましたときに、「従来どおり支給する」ということでしたが、以上は過去の質問のときの答弁でした。これらの過去の回答をこのまま続けていただくことを本当は求めたかったのですが、ことし緩和型サービスを導入した結果は検証を行うという、30年度の第7期にその検証を行うということです。その結果を待つことにしまして、結論を急ぐことはいたしません。

ただ、国はその成果に応じて財政支援を行うという今度の法律の改正で決まったんですけども、介護を受ける人が少なくなれば、それだけ財政交付金の傾斜配分をするということなんだそうです。

一定の予算枠から配分される調整交付金は増額される自治体があれば、逆に削減される自治体が生じるということになるんです。これは、サービスを利用することの阻害につながりかねないことです。

昨年、これは安倍首相が言ったことなんですけれども、ご自身がトップを務める未来投資会議で介護のパラダイムシフトを宣言して、介護が要らない状態まで回復を目指すという意向を表明したんだそうです。これは担当課の方はご存じかと思いますが、私はちょっとネットで読んだだけなのですが、疑問を感じました。

確かに、介護されるより人の役に立ちたいと思う人はおられます。でも、人はどうしても年をとります。年をとれば、当然体は弱ります。生老病死は人間の思いどおりにならないこ

とと、もう昔から言われてきたことですが。

また、自助とか互助、それから地域住民の助け合いを最優先に求めたのでは、公的責任を後退させることになるでしょう。

介護保険というのは、そもそも公的な責任を、介護を公的に行うということで成立した法案だったと思います。先進例の自治体でも、住民主体サービスは思うように普及していないとのこと。

これは余談になるかもしれませんが、国は生活援助を誰にでもできることというふうに考えて専門性を否定されているようですが、利用者によってはいろいろあるんです。洗濯物……

○議長（吉野繁徳君） 渡邊君、恐れ入ります。要望ですので、簡潔にお願いします。

○3番（渡邊美枝子君） はい、もうじき終わります。

洗濯物の干し方や言葉遣いなど、さまざまなことを説教するような利用者もおられて、訪問介護とは、ただ単に家事を一緒に行うだけじゃなく、それから体の変化をどういうふうにするか、例えばあざがあったとか、ちょっと認知症じゃないかとか、そういうのをただ見るだけじゃなくて、いろんな苦労があるんです。介護を受ける方から、ずっと説教をされながら、介護のお手伝いをしているという、そういうヘルパーさんもいらっしゃいますから。それも利用者が悪いんじゃないくて、ご利用者の複雑な心境から来るものなんです。そういうことも専門職ならわかることなんですけれども、そういうきつい仕事をボランティアにさせるというのがこれからの国の方針ですから、ちょっと無理があると思います。

話を戻しますが、ちょっとくどいようですが、現行相当サービスは絶対必要ですので、これは国が何と言ってこようとも絶対になくさないでいただきたいと思います。

それと、総合支援事業については、私はこれからもまた何回か質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

次の2つ目の質問をいたします。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○3番（渡邊美枝子君） 高齢の障害者の方は65歳になると、介護保険優先原則というのにより、今まで利用していた障害者自立支援法の福祉サービス介護を介護保険法の介護への変更を求められます。この2つのサービスは、内容も目的も違うものなんです。介護保険法の介護では、利用料の1割負担というのがあります。受けられるサービスも福祉サービス介護と介護保険法の介護では全く変わるんです。サービス時間も減るということなんです。各地で

訴訟も起きているんですが、ちょっとそのことで質問させていただきます。

一宮町では、65歳になっても障害福祉サービス介護を継続できますか。

2つ目に、私も介護保険のデイサービスに勤めたことがありまして、そのとき、そういう介護保険優先原則というのによって高齢障害者の方がご利用されたんですけれども、そのときはこういう制度だからということで疑問を感じなくて、疑問を感じるというよりも自分たちが一生懸命になって働かなければならないと、それだけを考えていたんですけれども、そのときの方というのが、何でも身の回りのことは自分でできる方で、ただ喉のあたりの筋肉が思うようにならない方で、それで飲み込むことや、それからお話しすることに障害がある方だったんですけれども、介護保険ではこういう方を軽度者とみなしてしまいますよね。

それで、今度介護保険では、軽度者を緩和型のサービスに移行できるような法律が成立していますよね。

それで、障害者の中には、1つ間違えば命にかかわる障害があるわけなんですけれども、身の回りのことはご自分でできる方は結構おられます。そのような方々への対応、こういう方も軽度者とみなして緩和型のほうに移してしまわれるのでしょうか。そういうことをちょっと伺いたいと思ひまして質問いたしました。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の障害福祉サービス介護の継続の関係でございますが、障害者の総合支援法の第7条によりまして、障害施策サービスを受けていた障害者の方は、65歳になりますと介護保険による介護給付を受ける対象者となります。つまり、64歳まで受けていた障害のサービスが、65歳になると介護保険のサービスと同等である場合には、介護保険サービスが優先されるというふうになっています。これが介護保険優先の原則と言います。

しかし、障害サービスを受けている方の状況によっては、介護保険によるサービスになじみず不安定になる方や、障害では提供しているサービスが介護保険では提供していないため、サービスの利用ができなくなる方などさまざまなケースがありますので、個々のケースにもよりますが、障害者の方に不利益が生じないよう現状や体調面を考慮した上で障害サービスの継続を認めております。

なお、直近の数字では、6名の方が現在65歳以上で障害サービスの提供を受けております。続きまして、2つ目のご質問でございますが、これにつきましては利用者の状況を確認し

た上で、65歳になりますと介護保険のサービスに直ちに全て移行するということではなく、障害サービスの継続が利用者にとって適切であると考えられる場合には、現在利用されている障害サービスをそのまま継続していただきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁は終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

質問ではなく、要望でございます。

そうしていただいているということですので、このままそういうふうに続けていただきたいと思います。そうしていただかないと、国が憲法25条に違反しているような感じになってしまいます。憲法25条というのは、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」ということで、健康でということがまずこれで、今までのようにしていただかないと、この健康が維持できなくなってしまいます。

そもそも地域包括ケアのうたい文句には、「住みなれた地域で暮らし続けることができるように」とあります。確かに、高齢になってからの環境の変化というのは、精神的にもよくないと言われていています。私自身もそれが理解できる年齢になりました。

かつて介護の仕事をしていたころは、介護保険優先原則にそんなに疑問を持たないで、本当自分たちが責任を持って働けばいいのだと思っていました。しかし、今制度の目的も内容も全く違うことがわかってきましたので、こういう質問をさせていただきました。

私なりの問題意識の一つは、今まで使いなれた制度を使っていたのに、65歳になったからといって全く違う、利用回数も少ないし、使いなれてもいない。しかも、高齢になって利用料を自己負担しなければならない制度を使わなければならない、これが問題だと思いました。しかも、その介護保険制度というのは改悪に改悪を重ね、決して使いやすい制度にはなっていません。できた当時に比べても介護保険制度というのは悪くなっていることは、誰が見ても明らかではないでしょうか。

しかし、あのころからこの介護保険優先制度というのは問題になって、日本中のあちこちで訴訟が行われていたんです。また、介護者とみなされて緩和型のサービスでということになってしまったら、本当これは憲法で言う健康さえも保障されなくなってしまうと思質問



しました。

こういう新聞に、5月11日の新聞に、自立支援の名でサービスを取り上げられて介護を卒業させられた。これは大阪の大東市というところで、総合事業の先進地域になっているところなんですけれども、そこでは、つまり、もう寝たきりになってしまったんだそうです。地域支援まで取り上げられて。この方は障害者手帳もお持ちの方なんです。

そういうことでちょっとこの質問をさせていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまです。

以上で、渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告された一般質問は全て終了といたします。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 次に、日程第6、承認第1号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 承認第1号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明いたします。

議案つづりの2ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億5,388万1,000円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。9ページをお願いいたします。

集会所等改修費補助事業57万5,000円の増につきましては、2区集会所の改修等に係る費用115万1,847円の2分の1を補助するものでございます。集会所の屋根の張りかえ、軒天の改修等について6月議会以降に要望があったもので、本来であれば9月補正において要望するところですが、現場が一宮小学校の通学路に接しており、児童の安全確保の面から夏休み期間中に工事を終了すべきと判断いたしまして、専決させていただいたものでございます。

歳入につきましては、7ページになります。この財源につきましては、前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結します。

日程第6、承認第1号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第3次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

---

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、説明、決算審査特別委員会設置・付託

○議長（吉野繁徳君） 日程第7、認定第1号 平成28年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 平成28年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第5号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第7、認定第1号から日程第11、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、認定第1号から認定第5号、平成28年度の決算につきまして概要を説明させていただきます。

資料で説明させていただきますので、お配りされております平成28年度一宮町決算資料を

ごらんいただきたいと思います。

1枚めくっていただきますと、右下に全体説明資料1と書かれたページがございます。こちらは一般会計のほか、全ての特別会計について決算額を一覧にしたものでございます。

最初に、一般会計ですが、収入額46億9,331万2,570円に対し、支出額44億2,642万3,570円となり、差し引き金額2億6,688万9,000円でございます。

次に、特別会計ですが、4つの会計を合わせ、収入額31億492万6,603円に対し、支出額30億1,676万1,452円となり、差し引き金額8,816万5,151円でございます。

それぞれ主な特徴点がございますが、資料の次のページ、右下に全体説明資料2と記載されたページをごらんください。

こちらは全ての会計について、歳入総額を一覧にした資料でございます。

最初に、一般会計の収入総額ですが、決算額46億9,331万2,570円、前年度に比べ2億5,943万3,375円、率にして5.2%の減少となりました。特徴を申し上げますと、固定資産税など町税やふるさと納税による寄附金の増加など増額要因もございましたが、役場下の最先端技術を取り入れたトマト栽培施設建設の事業終了により、県支出金が1億2,804万5,000円減少したほか、保育所用地取得終了などにより、町債が5,590万円の減少となったことが主な要因となり、歳入全体で減少となっております。

次に、特別会計でございますが、4会計を合わせると31億492万6,603円、前年度に比べ6,934万1,371円、率にして2.2%の減少となりました。こちらは後期高齢者医療特別会計における保険料改定に伴う保険料増額による増額要因もございましたが、国民健康保険特別会計における医療費の減少に伴い、国庫支出金や療養給付費等交付金が減少したことが大きな要因となり、特別会計全体で減少となっております。

次のページをお願いいたします。右下に全体説明資料3と書かれたページになります。こちらは全ての会計の歳出を一覧にしたものでございます。

一般会計の支出総額は44億2,642万3,570円となりました。前年度に比べると2億9,038万7,815円、率にして6.2%の減少でございます。こちらは一宮どろんこ保育園施設建設費補助2億1,106万3,000円など増額要因もございましたが、歳入が減少したことと同様にトマト栽培施設の建設費補助2億5,149万円や国営の両総土地改良事業負担金5,255万6,000円の事業終了に伴う減額が主な要因となり、歳出全体で減少となったものでございます。

次に、特別会計につきましては、4会計を合わせると30億1,676万1,452円で、前年度に比べ4,929万2,456円、率にして1.6%の減少となりました。こちらは後期高齢者医療特別会計

における保険料改定に伴い後期高齢者医療広域連合納付金の増加による増額要因もございましたが、国民健康保険事業特別会計における保険給付費や介護保険特別会計における各種介護サービス費の減少が大きな要因となり、特別会計全体で決算規模の縮小となったものでございます。

次のページをお願いいたします。右下に全体説明資料4と書かれたページになります。決算概要の最後に歳入歳出差引額でございます。

一般会計の残額は2億6,688万9,000円となり、前年度に比べ13.1%、3,095万4,440円の増加となりました。特別会計につきましては、全体で8,816万5,151円の残額となり、前年度に比べ18.5%、2,004万8,915円の減少でございます。この残額につきましては、予算の正確性への関係もございまして、年度末の3月補正の際には、決算見込み額を十分精査するなど、安易に残額が多くならないよう精度の高い予算管理に努めてまいりたいと思います。

以上、簡単ではありますが、平成28年度決算につきまして説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、6名の委員で構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よって、本件は、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

続いて、お諮りいたします。委員構成については、各常任委員会より2名ずつ選出したいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よって、委員構成については、各常任委員会より2名を選出することに決しました。

委員選出につきましては、休憩中に各常任委員会を開催され、委員を選出し、議長まで報告願います。

それでは、各常任委員会の開催場所を申し上げます。総務文教常任委員会は議長室、経済常任委員会は議員控室、厚生常任委員会、議員控室。

常任委員会開催のため、暫時休憩といたします。

なお、休憩に当たりましては5分程度でございますが、決まり次第お帰りください。

以上です。

休憩 午後 2時55分

---

再開 午後 2時59分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の構成が決まりましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会、森 佐衛君、藤乗一由君、経済常任委員会、鶴野澤一夫君、小林正満君、厚生常任委員会、島崎保幸君、袴田 忍君。

ただいま選出されました委員は、直ちに議長室にて決算審査特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長を選出し、議長に報告を願います。

決算審査特別委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

今より約30分休憩になります。

休憩 午後 3時00分

---

再開 午後 3時26分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

決算審査特別委員会の委員長並びに副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長、島崎保幸君、副委員長、鶴野澤一夫君。

以上のおおりにです。ご了解願います。

なお、決算審査特別委員会は、11月13日月曜日、11月14日火曜日の2日間を予定しております。本決算に対する委員外質問は、10月31日火曜日までに委員長宛てに提出されますようお願いいたします。

なお、詳細は後日事務局より文書にて連絡いたします。

---

◎報告第1号及び報告第2号の一括上程、説明、質疑

○議長（吉野繁徳君） 続きまして、日程第12、報告第1号 平成28年度一宮町健全化判断比率について、日程第13、報告第2号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてを一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よって、日程第12、報告第1号及び日程第13、報告

第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 報告第1号 平成28年度一宮町健全化判断比率についてご説明いたします。

議案つづり20ページをお願いいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度一宮町健全化判断比率について、次のとおり報告するものでございます。

21ページをお願いいたします。

平成28年度一宮町健全化判断比率につきましては、①の実質赤字比率と②の連結実質赤字の比率は、決算が黒字となっておりますので、数字は入っておりません。

③の実質公債費比率は、平成28年度は6.5%、平成27年度が7.1%ですので、0.6ポイント改善されており、早期健全化基準の25%を下回っております。比率改善の主な要因ですが、農業集落排水事業に係る公債費や町の債務負担行為に伴う支出額が減少していることなどにより、今回の算定では0.6ポイントの比率改善となったものでございます。

次に、将来負担比率は、平成28年度は15.3%で、平成27年度が25.8%ですので、10.5ポイント改善となりました。主な要因は、特に町の地方債残高が減少傾向であるのに加え、将来負担額から差し引くことのできる財政調整基金などの基金が増額になったことにより比率の改善となったものでございます。

次に、23ページをお願いいたします。

報告第2号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計資金不足の比率について、次のとおり報告するものでございます。

24ページをお願いいたします。

28年度の資金不足の比率につきましては、決算におきまして黒字でありますので、数字は入っておりません。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

本案については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第14、議案第1号 一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、第1号議案についてご説明いたします。

議案つづり26、27ページをお開きください。

議案第1号 一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定について。

一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例を次のように制定するでございます。

内容につきましては、以下のとおりでございます。

まず、第1条は目的でございます。この条例は、建築基準法第49条の2及び第107条の規定により、特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限及び罰則について、必要な事項を定めることにより、合理的な土地利用を図り、もって良好な環境の形成及び保持に資することを目的とするものでございます。

第2条につきましては、文言の定義となっております。

第3条は基準日でございます。この条例の基準日は施行日をもって基準日とすることとなります。

続きまして、27ページ。

第4条は適用地域でございます。この条例は、都市計画法で告示をした地域内を適用するということでございます。

第5条につきましては、その制限をする地域を示しておりまして、(1)県道飯岡一宮線東浪見地区及び県道飯岡一宮線一宮地区、国道128号線沿道地区、この3つの地区を挙げてご

ざいます。

第6条につきましては、既存の建築物に対する制限の緩和でございます。既存の建築物で大規模な改修等をする場合は、1.2倍までは可能ですよという規定でございます。

続きまして、28ページ、29ページをごらんください。

第7条につきましては、用途の変更に対する準用でございます、これも既存の建築物に対する準用でございます。

第8条につきましては、建築物の敷地が制限地域内外にわたる場合等の措置でございます。建物の敷地の両側にかかる場合とか、建物の両側にかかる場合などの規定でございます。

第9条は、公益上必要な建築物等の特例でございます。町長が第4条に規定する地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、この条項、規定を適用しない旨の特例条項となっております。ただし、中段にありますよう、一宮町都市計画審議会の意見を聞かなければならないというふうに、第三者の意見を聞くような定めを持っております。

続きまして、29ページになりますが、第10条は許可の条件でございます。町長は特別に必要な限度において条件を付することができるという規定でございます。

11条は、消防長の同意が必要。

第12条につきましては、工作物についても建物と同様に準用しますよという規定でございます。

第13条につきましては、町長は、この条例に違反した者があるときは、違反した者の氏名、住所及び違反内容を公表することができるという罰則規定の一つでございます。

14条は委任でございます。

30ページをごらんください。

第15条、最後は罰則でございますが、次の各号のいずれかに該当する者は、50万以下の罰金に処するというので、罰金の条項が書かれております。これにつきましては、検察庁のほうとの協議は既に済んでおります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行する。これは検察庁のほうから言われてもおりますが、罰則規定を含むものでございますので、それ相当の猶予期間をとっていただきたいという旨の指導もありましたので、半年間の猶予をとるものでございます。

続きまして、別表第1につきましては、各地区の建築してはならない建築物が一覧として



掲載されております。

まず、県道飯岡一宮線東浪見地区におきましては、都市計画上で第二種低層住居専用地域をベースにした規制をかけております。

続きまして、31ページのほうをごらんください。

別表第2でございます。地区といたしましては、県道飯岡一宮線一宮地区、ここで建築してはならない建築物といたしましては、第二種住居地域をベースとして勘案しているものでございます。

続きまして、32、33ページをごらんください。

別表3でございます。地区といたしましては国道128号沿道地区、ここで建築してはならない建築物としては、準住居地域をベースとして建築してはならない建築物を定めているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ただいま説明がございました特定用途制限地域、これに関するものとして、全体会議でも申し上げましたが、町民の方よりのご意見ということで、この制限地域の指定に当てはまらないような小規模の施設というようなものも含まれるかと思いますが、一部サーファーの方が宿泊施設でないような、倉庫的なものを宿泊のような形で流用しているケースがあるのではないかと、あるいは今後いろいろな建物、施設とかできてきたりする中で、そういったケースが多くなっても住民の方々に迷惑をかけたりとかというケースも出てくる可能性もあるので、そういうところが心配だと。

これにつきましてご意見を、ご心配をいただいているので、そういった点についての適切な指導、対応、場合によっては対象に当たらないケースであっても、事前にそういうことのないようにというような通知とかといったものを所有者や管理者の方にしていただくというような形とかを町としてとっていただくほうが望ましいのではないかとということを考えられるんですけれども、その辺についてどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） ただいまのご質問でございますが、当町といたしましては、この条例に施行に当たっての対応はしていくところではありますが、それ以外の建築基準法違反並びに旅館業法違反等につきましては、しかるべき所管課がございますので、そちらのほうで対応していくという話となりますが、それ以上については、ちょっと現在では答弁する立場ではないと思いますので、控えさせていただきます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 現在は、そういうお答えのような立場ではないかもしれないということですが、場合によっては住民の方から苦情なりといったようなことが上がってくるケースもあるかと思っておりますので、そうした場合の対応について事前に考えておいていただきたいなというふうに思います。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第1号 一宮町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第15、議案第2号 一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、議案つづり34、35ページをごらんください。

議案第2号 一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するでございます。

内容につきましては、第5条中「次条第2項」を「次条第1項」に改め、同条第3号ア（ア）中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」の次に「（昭和25年政令第155号）」を加え、同号イ中「法第8条第1項若しくは第3項若しくは」を「法第8条第1項及び第3項又は」に改める。これにつきましては、条例の洗い直しによる文言の修正でございます。

同じく第9条改めについても、見直しによる修正でございます。

続きまして、第12条中「第11条」を「第12条」に改める。これにつきましては参照法である公営住宅法施行令の改正に伴うものでございます。

同じく第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。これにつきましても参照法である公営住宅法施行規則の改正に伴う改めでございます。

続きまして、第33条第1項中「第6条第1項」を「第6条」に、「明け渡し」を「明渡し」に改める。これにつきましては、文言の洗い直しによる修正でございます。

第37条及び38条中「令第11条」を「令第12条」に改める。これにつきましても公営住宅法施行令の改正に伴うものでございます。

附則第4項中「手続き」を「手続」に、「附則第3項」を「前項」に改める。これにつきましては、条例の洗い直しによる改正でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第2号 一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第16、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

議案つづり36ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、今まで千葉県町村会で行っていた軽自動車の申告書の受付事務を平成30年4月1日から千葉県市町村総合事務組合が行うことになったことから、規約の一部改正に当たり議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより、日程第16、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第17、議案第4号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第4次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 議案第4号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第4次)議定についてご説明いたします。

議案つづり40ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,741万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,129万4,000円とするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

先にこの地方債の変更についてご説明いたします。つづりの43ページをお願いいたします。

こちらは町道1-7号線道路改良工事に伴う起債の借り入れでございます。

今回、1,700万円の工事を実施いたしますが、工事費のうち55%である935万円が国庫支出金から歳入として入ります。補助残となる765万円の90%を10万円単位で680万円追加借り入れを行うものでございます。

それでは、第1条の補正予算につきまして歳出からご説明いたします。

48ページをお願いいたします。

48ページ、1款議会費から61ページ、12款諸支出金につきましては、各ページとも右ページの説明欄によりご説明いたします。

また、各科目の中の人件費の給料、職員手当、共済費の増減につきましては、主なものは4月の人事異動によるもの、当初予算作成時より1名の職員の減、共済費の改正等により減額するもので、説明は省略させていただきます。

それでは、初めに49ページ、下から4つ目の丸印になります。町有財産管理運営費132万

6,000円の増につきましては、町有地の樹木の伐採に係る費用でございます。

その下の丸印、情報化推進事業129万2,000円の増につきましては、職員用パソコンが古くなり、業務に支障を来していることから10台購入するものでございます。

その下の丸印になります。東京五輪準備事業につきましては、街路灯176カ所にオリンピックの機運醸成を図ることを目的に、フラッグの取り付けを委託する費用183万3,000円と、サーフィン会場となる釣ヶ崎の自然公園内に恒久施設を建設するための基本実施設計委託料459万円でございます。

一番下になります。ふるさと応援事業2,400万円の増につきましては、寄附金を2,400万円増額で見込むことから、返礼品等に係る費用と基金に積み立てる金額が増額となるものでございます。

51ページ、一番上の丸印です。サーフォノミクス関連事業と次の上総一ノ宮駅周辺商業環境整備事業につきましては、いずれも地方創生推進事業において事業不採択となったことから減額となるものです。

上から3つ目の丸印、集会所等改修費補助事業47万9,000円の増につきましては、15区集会所の台所改修工事に係る事業費95万8,986円の2分の1を補助するものでございます。

下から3つ目、住民基本台帳事務費57万3,000円の増につきましては、マイナンバー関連となります。女性活躍推進等に対応した記載事項の充実を図ることを目的とした国の施策で、マイナンバーカードに旧姓を併記できるようにするためのシステム改修に係る費用でございます。

52ページ、53ページにつきましては、人件費の増減でございます。

55ページ、上から3つ目の丸印、農業振興事業費91万9,000円の増につきましては、飼料用米の作付面積に応じ、作付者に助成金を交付するもので、今年度の対象者は8人でございます。

次の丸印、農地関係負担金1万1,000円の増につきましては、県営かんがい排水事業負担金で、両総茂原西部地区が28年度から着工したことに伴い、今年度から新規に発生した負担金でございます。

次の丸印、土地改良施設維持管理適正化事業1,231万9,000円の増につきましては、長生第二排水機場にある2台のポンプのうち、1台の減速機の緊急修繕工事を行うものでございます。

下から2つ目になります。観光振興事業23万4,000円の増につきましては、海水浴場入り

口看板の一部書きかえるものでございます。

57ページ、一番上になります。道路維持管理事業200万円の増につきましては、道路維持の緊急対応件数が多く、今後の対応に支障を来すことから増額するものでございます。

次の丸印、道路新設改良事業1,700万円の増につきましては、町道1-7号線道路改良工事に伴うもので、追加交付があったことから、今年度予定した工事延長を90メートルから130メートルに変更し、施工するものでございます。

上から4つ目になります。町営住宅管理事業60万円の増につきましては、川間住宅の床の修繕費用でございます。

一番下の丸印から次の59ページ、一番上の丸印、上から3つ目の丸印につきましては、東浪見小学校、一宮小学校、一宮中学校のそれぞれが県から交付される委託金20万円を使用して事業を行うもので、オリンピック・パラリンピックを通じ、次世代を担う子供たちに国際感覚やスポーツの楽しさ、ボランティア精神、障害者への理解等を身につけさせることを目的とした事業を実施するものでございます。

一番下になります。GSSセンター管理運営費121万2,000円の増につきましては、詳細設計を行ったところ、床の研磨及び塗装工において単価がアップしたことによるものでございます。

61ページの4特別会計に対する繰出金につきましては、人事異動に伴う増減でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

46、47ページをごらんください。

歳入につきましても、右ページの説明欄によりご説明いたします。

地方特例交付金124万5,000円の増につきましては、住民税から差し引いた住宅ローン控除の補填分で、交付決定による増額となるものです。

次の農業費分担金44万2,000円の増につきましては、長生第二排水機場のポンプ修繕に係る総事業費から国・県分の補助を差し引いた残額の8%が長生村から入るものでございます。

次の総務管理費999万円の減につきましては、地方創生関係事業の不採択によるものでございます。

次の戸籍住民台帳費補助金57万2,000円の増につきましては、マイナンバー関連のシステム改修に伴う増額でございます。

次の土木費補助金935万円の増につきましては、町道1-7号線道路改良工事に係る費用の55%でございます。

次の農業費補助金91万9,000円につきましては、飼料用米作付面積に応じた補助金となります。

次の統計調査委託料4万2,000円につきましては、調査地区が1地区増加したことに伴うものでございます。

次のオリンピック・パラリンピックを活用した教育推進事業委託金60万円の増につきましては、小・中学校3校が行う事業費でございます。

次の一般寄附金2,400万円の増につきましては、ふるさと寄附金の増額を見込むものでございます。

下から2段目、雑入510万8,000円の増のうち、土地改良施設維持管理適正化事業交付金678万円の増につきましては、長生第二排水機場のポンプ修繕に係る国及び県の補助金と町が拠出する金額の合計となります。

また、スポーツ振興くじ助成金167万2,000円の減につきましては、GSSセンター床改修工事の査定による補助金の減額でございます。

一番下の公共事業等債680万円の増につきましては、先ほど地方債の変更でご説明したとおり、町道1-7号線道路改良事業に伴う起債の借り入れでございます。

今回の補正案につきましては、歳入が歳出を上回っておりますので、下から3段目にあります財政調整基金からの繰入金金を167万5,000円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 49ページ、東京五輪準備事業についてお聞きします。

今回、初めてオリンピック関係の予算が計上されたわけですが、それは町の単独費だということでもあります。今後、町が財政支出する事業はどのようなことを計画しているとか、それは町が今後何を準備するのか、また何を整備するのかをお聞きします。

そして、2点目として、その財源はどうなっているかということです。町の単独事業でやっていくのか、国・県の補助はあるのかということをお聞きいたします。

これは町の単年度予算が約40億円程度、その大部分が義務的経費であり、政策的経費は限られたものとなっています。また、オリンピック関連の基金は設けていない現状を踏まえて



説明をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） ただいまの鶴沢議員の質疑に答弁をお願いします。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回計上いたしましたフラッグの設置、あと自然公園内に建設する恒久施設の設計費ですが、いずれもご指摘のとおり、町の単費のほうで賄います。町内の機運醸成、あと恒久施設などの整備に対する費用は、東京都、あるいは組織委員会ではなく町の負担となっております。今後は建設の費用が発生いたしますが、可能な限り補助金等充てられるようにしてまいりたいと思います。

今回のこの事業以外で町の大きな財政負担となるものは今のところ予定はされておられませんけれども、大会に向けた今後の機運醸成のためのソフト面の費用、あるいは会場進入路の拡幅費用等の支出が予測されます。しかしながら、莫大な費用の負担にはならないと考えております。

2点目、財源ですけれども、オリンピックの大会会場そのものに関する費用負担は、全て組織委員会、それから東京都となっておりますので、町が直接そちらのほうの経費を負担するということはございません。ですから、今述べたように、ソフト面、その他もろもろ、大規模ではないですが、費用の負担が多少は発生すると考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

質疑は。

（「結構です。わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第4号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第18、議案第5号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師住民課長。

○住民課長(高師一雄君) それでは、議案つづりの68ページ、69ページをごらんください。

議案第5号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定について。

平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ566万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億7,916万6,000円とする。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う職員の人件費の変動により、一般会計からの繰り入れを444万7,000円増額、また平成28年度退職医療給付費等交付金の精算に伴う返還金121万9,000円の不足分を繰越金より繰り入れするものでございます。

以上でございます。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより日程第18、議案第5号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1次) 議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第19、議案第6号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長(鶴岡英美君) それでは、議案第6号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次) 議定についてをご説明申し上げます。

議案つづりの80ページをお願いいたします。

平成29年度一宮町の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ401万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,035万4,000円とする。

今回の補正でございますが、人事異動に伴う人件費の減額及び平成28年度の介護給付費等交付金の支払基金精算に伴う返還に係る費用を計上するものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

86ページの歳出のほうをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費473万7,000円の減額及びその下の3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費30万5,000円の増額につきましては、人事異動に伴う人件費を計上するものでございます。

次に、その下、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金41万9,000円の増額につきましては、28年度支払基金交付金実績報告による精算に伴い、超過した交付金を返還するため計上するものでございます。

次に、歳入に移ります。

84ページへお戻りください。84ページの歳入です。

3款国庫支出金、2項国庫補助金11万8,000円、5款県支出金、2項県補助金5万9,000円、

7款繰入金、1項一般会計繰入金5万9,000円の増額につきましては、人件費に係るそれぞれ定められた補助率による経費及び町負担分の経費でございます。

また、その下の7款繰入金のうち、5目その他一般会計繰入金473万7,000円の減額につきましては、一般職員人件費分の町からの一般会計繰入金を減額するものでございます。

一番下の8款繰越金でございますが、48万8,000円の増額につきましては、地域支援事業に係る経費の補助部分を除いた町負担分及び支払基金交付金返還金に充てるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ただいまの支出の説明の中で、人事異動等によるとなっているんですが、減額なので減員になったと。職員の数が減ったというような意味なんでしょうか。あるいは、それとも業務内容の変更によって、その部分が職員の担当が減ったとか、どのようなことによるんですか。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） ただいまの人件費のご質問でございますが、4月の人事異動によりまして、介護保険担当係にいました中堅職員が出まして、新しく新人の職員が入りましたので、その給料の差がここへ出ております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） いいですか。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第6号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第20、議案第7号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） それでは、92ページ、93ページをごらんください。

議案第7号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定について。

平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,248万8,000円とする。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う職員の人件費の変動により15万5,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第7号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第21、議案第8号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長(小関秀一君) 議案第8号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)議定についてを説明申し上げます。

議案つづり104ページをごらん願います。

平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,694万4,000円とする。

内容でございますが、つづり110、111ページをごらんください。

歳出のほうから説明申し上げます。

1款総務費、1項管理費、1目一般管理費でございますが、人事異動に伴いまして一般職人件費を101万3,000円減額とするものでございます。

歳入につきましては、105ページをごらん願います。

歳入のうち、4款繰入金を同じく101万3,000円減額いたしまして、補正後の額を9,694万4,000円とするものでございます。

説明は以上です。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければこれをもって討論を終結します。

これより日程第21、議案第8号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎同意案第1号及び同意案第2号の一括上程、説明、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第22、同意案第1号及び日程第23、同意案第2号の一宮町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、よって、日程第22、同意案第1号及び日程第23、同意案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 同意案第1号、また同意案第2号 一宮町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

本同意案は、農業委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を得るものであります。

農業委員の選任に当たり、一宮町農業委員会委員の任命に関する要綱に基づき、本年7月21日から8月18日までの間、公募した結果、推薦と応募があり、候補者は2人となりました。

その結果を受け、一宮町農業委員会委員候補者選任審査会において、委員となるにふさわしいか厳正かつ公平な審査結果をもとに選任をいたしました。

同意案第1号の候補者の方でございます。山瀬英彰氏でございます。元一宮町職員で、事務局の実務経験があり、退職後は民生委員や北部地区社会福祉協議会会長を務めるなど地域からの人望も厚く、農業委員としての使命を果たしていただけるものと考えます。

また、同意案第2号の候補の方は秋場郁夫氏でございます。秋場氏は、農業委員の経験も

あり、認定農業者として農業経営を行う傍ら、現在、一宮町野菜出荷組合長、長生農協施設野菜部会長、さらに長生農協理事などを務められ、地域農業に尽力されている方であります。

以上、お二人をご提案申し上げたく存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

なお、採決については1件ごとに個別に行います。

日程第22、同意案第1号 一宮町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。山瀬英彰さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立全員。よって、山瀬英彰さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

これより、日程第23、同意案第2号 一宮町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。秋場郁夫さんを一宮町農業委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立全員。よって、秋場郁夫さんを一宮町農業委員会の委員に同意することに決しました。

---

◎同意案第3号及び同意案第4号の一括上程、説明、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第24、同意案第3号及び日程第25、同意案第4号の一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認めます。

よって、日程第24、同意案第3号及び日程第25、同意案第4号を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第3号、同意案第4号 教育委員の任命について説明を申し上げます。

まず、同意案第3号の候補の方からご説明を申し上げます。

一宮町教育委員会教育委員の中村敏夫さんが平成29年9月23日をもって任期満了となることから、同人を改めて任用いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

中村さんは、一宮町一宮2969番地8の3区にお住まいです。年齢は、昭和22年9月25日生まれの69歳でございます。平成21年9月24日から教育委員として任命され、平成22年10月から1年間、平成27年10月から現在に至るまで教育委員長として歴任されています。また、平成29年度より長生地区市町村教育委員会連絡協議会会長としてもご活躍されております。これまでの功績及び人格、識見もすぐれていることから教育委員としてふさわしいと判断し、今回3期目の議会同意をお願いいたしたく上程するものであります。任期は平成29年9月24日から4年間です。

続きまして、同意案第4号の候補の方につきましてご説明を申し上げます。

一宮町教育委員会教育委員の山田和雄さんが平成29年9月30日をもって任期満了となりますことから、同人を改めて任用いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

山田さんは、一宮町一宮2939番地の2区にお住まいです。年齢は、昭和26年1月16日生まれの66歳でございます。平成21年10月1日から教育委員として任命され、平成23年10月から1年間、平成26年10月から1年間、教育委員長として歴任をされております。これまでの功績及び人格、識見もすぐれていることから教育委員としてふさわしいと判断し、今回3期目の議会同意をお願いいたしたく上程をするものであります。任期は平成29年10月1日から4年間です。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまです。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

なお、採決については1件ごとに個別に行います。

日程第24、同意案第3号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。中村敏夫さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員。よって、中村敏夫さんを一宮町教育委員会の委員に同意することに決しました。

これより、日程第25、同意案第4号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。山田和雄さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員。よって、山田和雄さんを一宮町教育委員会の委員に同意することに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(吉野繁徳君) 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第3回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時22分